

平成31年広川町議会第1回定例会会議録

1. 招集年月日 平成31年3月4日
2. 招集場所 広川町議会議事堂
3. 開 会 平成31年3月4日（9時30分）

4. 応招議員

議長	野村泰也	7番	梅本哲
1番	中尾千枝	8番	神山章憲
2番	丸山修二	9番	稲員信幸
3番	川島忠孝	10番	野田成幸
4番	光益良洋	11番	佐々木四十臣
5番	池尻浩一	12番	江藤龍彦
6番	原野利男		

5. 不応招議員

なし

6. 出席議員

応招議員に同じ

7. 欠席議員

不応招議員に同じ

8. 地方自治法第121条の規定により説明のために会議に出席した者の氏名

町長	渡邊元喜	住民課長	藤島達也
副町長	飯田潤一郎	税務課長	野中洋太
教育長	吉住政子	福祉課長	郷田貴啓
会計管理者兼 総務課長兼会計室長	丸山英明	建設課長	樋口信吾
総務課参事兼 庁舎建設推進室長	鹿田健	産業振興課長兼 農業委員会事務局長	熊添博
政策調整課長	丸山信夫	協働推進課長	井上新五
環境衛生課長	酒井和哉	教育委員会事務局教育次長	坂本幸枝

9. 本会に職務のために出席した者の氏名

議会事務局長	藤島弘義	書記	原野昌文
書記	丸山敏弘		

10. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 一般質問

午前9時30分 開会

○議長（野村泰也）

おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから平成31年第1回広川町議会定例会を開会いたします。

本定例会に提出されております議案は、報告1件、条例の改正・制定等5件、一部事務組合規約の変更1件、町道路線案件3件、補正予算6件、当初予算7件、計23件となっております。

これらの議案については、後ほど提案者から説明がありますが、議員の皆様におかれましては、円滑に議事が進められ、適正妥当な議決に達せられますよう念願申し上げ、開会の挨拶といたします。

次に、町長より今議会招集の挨拶をお願いいたします。町長。

○町長（渡邊元喜）

では、皆さんおはようございます。本日は、平成31年第1回広川町議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様におかれましては、公私ともに御多忙中にもかかわらず、御出席を賜り、まことにありがとうございます。

また、3期目の町政運営につきましては、皆様の御協力、御支援により、広川町第4次総合計画の基本理念に基づく各種施策を着実に実行することができました。心より感謝申し上げます。

平成31年度は、当初に広川町長選挙が執行されることに伴い、新年度の一般会計予算は、経常的経費と緊急性の高い事業を計上した骨格予算とし、各特別会計及び水道事業会計、下水道事業会計につきましては、年間を通した通常予算をお願いしております。

さて、本定例会には、議案等23件を提案申し上げます。

議案の提案理由につきましては、後ほど御説明申し上げますが、慎重な御審議を賜りまして、全議案とも御決定いただきますようお願い申し上げます。開会の御挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（野村泰也）

これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしております議事日程第1号のとおりであります。

直ちに議事日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（野村泰也）

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録の署名議員は、2番丸山修二君、8番神山章憲君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（野村泰也）

日程第2. 会期の決定を議題といたします。

会期については、去る2月26日、議会運営委員会に諮ったところ、3月4日から3月18日までの15日間にしたいという案が出ていますが、よろしいかお諮りいたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、3月4日から3月18日までの15日間と決定いたしました。

日程第3 一般質問

○議長（野村泰也）

日程第3. 一般質問を行います。

発言時間は、質問、答弁を含めて1時間以内とします。制限時間5分前にベルで合図します。

2番丸山修二君の登壇を求めます。

○2番（丸山修二）

2番丸山修二です。今回2回目のトップバッターということでございます。よろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして2項目について質問をさせていただきます。

第1点目は、住宅用火災警報器の交換周知及び設置率の向上についての質問でございます。

この件につきましては、平成29年6月定例会において質問をさせていただきましたが、今回は火災警報器の交換目安の年に当たることから、再度質問をいたすところでございます。

平成16年の消防法改正により、住宅用火災警報器の設置が義務づけられることになり、新築住宅では平成18年6月より義務化をされております。既存住宅では猶予期間がとられ、福岡県においては平成21年6月から設置が義務化されております。

総務省消防庁の調査では、火災発生件数のうち住宅火災は約30%となっておりますが、死者数を見ると、住宅火災が約70%となっております。

また、住宅用火災警報器の効果について分析されておりますが、火災警報器が設置されている場合は設置していない場合に比べ、死者の発生は3分の2に減少、焼損床面積、損害額はおおむね半減をしております。火災警報器を設置することにより、火災発生時の死亡リスクや損失の拡大リスクが大幅に減少することがわかります。

町では、平成21年6月の福岡県の既存住宅への設置義務化に基づき、平成21年に広報やチラシ等で周知をし、また、区長会、消防団での設置の啓発活動が行われております。

ことは既存住宅の火災警報器の設置義務化から10年目となるわけでございます。火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで火災を感知しない場合があるということで、10年を目安に交換することが推奨されております。本町においても多くの警報器が交換等の時期となっております。

そこで、火災警報器の交換等の住民への周知をどのようにされてきたのか、今後どのように周知徹底を図られるのか、お伺いをいたします。

また、火災警報器の平成30年6月時点での設置状況は、国では81.6%、福岡県では80.4%、八女地区では89%となっております。火災警報器は法律による設置義務であり、どの世帯でも設置しなければならないものですが、まだ未設置の世帯もあることから、未設置世帯への啓発はどのようにされるのか、重ねてお伺いをいたします。

次に、里道等法定外公共物の維持管理についての質問でございます。

里道、水路等は、道路法や河川法が適用されないもので、法定外公共物と言われております。これらの道路、水路の多くは農道や農業用水路として地域住民によってつくられたもので、公共の用に供されたものでありますが、明治初期の地租改正に伴い、国有地に分類されております。しかし、平成12年4月1日に施行された地方分権一括法により、地方分権の推進を図るため、今まで国有財産であった里道、水路等が、平成17年3月までに全市町村に譲与されております。

この里道、水路等の維持管理につきましては、その里道や水路等の関係者が行っておりますが、農業者の高齢化や農家の減少により耕作放棄地が増加し、里道、水路等の維持管理が厳しい箇所がふえつつございます。また、中山間地においては農道等が利用されないという状況にあり、どこが道なのかかわからないというような状況になっているところもあるとお聞きしております。

そこで、町有財産である法定外公共物の今後の維持管理についてどのように考えておられるのか、お伺いをいたします。

以上、登壇での質問を終わります。

あとは質問席でさせていただきますので、よろしくお願いたします。

○議長（野村泰也）

町長。

○町長（渡邊元喜）

丸山議員の住宅用火災警報器の交換周知及び設置率の向上についての質問でございますが、広川町では、住宅用火災警報器の設置や、通常点検、交換についての住民周知につきましては、毎年、各自主防災組織で実施される防災訓練や、地域、学校、企業で実施される防火救

急教室や避難訓練時に、住宅用火災警報器の設置や設置後の点検、電池交換などの維持管理に対し、八女消防本部広川分署や広川町消防団により啓発を実施しております。また、広報による周知や、広川分署による独居高齢者宅の訪問時にも、未設置世帯への設置の呼びかけを実施していただいているところです。

住宅用火災警報器については、火災を早期に発見し、火災からの逃げおくれを防ぐために重要な機器です。今後も各機関と連携をとり、住宅用火災警報器の必要性和設置について周知徹底してまいります。

次に、里道等法定外公共物の維持管理についての質問でございますが、里道、水路等の法定外公共物については、平成16年12月に国の地方分権推進計画に基づき、国から市町村へ譲与されました。これを受けて、ほとんどの法定外公共物の維持管理は町が行うこととなりました。

維持管理には、草刈り等の環境保全や、修繕等の維持補修、災害復旧、境界保全など、さまざまな部分があります。議員御指摘の維持管理は、草刈りの環境保全業務に関するものだと考えておりますが、この部分の維持管理は実態として、従前より地元関係者にお願いしている状況にあります。

これは、里道、水路が当該地域における関係者が主として利用されている状況や、里道、水路の全てを完全に町が負担して地域で実施されているような管理を行うとなれば、膨大な管理予算が必要となり、実質的に対応できないという実態に応じたものであります。

このため町としましては、基本的には地域の方の御理解と御協力を賜り、今後も道路愛護等による維持管理の中でやっていただきたいと考えております。

ただ、幾つかの行政区からは、道路愛護における伐採や除草等の労務作業については、高齢化の進展に伴って対応できなくなっているため、町で行ってもらえないかなどの意見も出されておりますので、今後も地域の実情を把握しながら、道路管理のあり方を検討していきたいと考えております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（野村泰也）

2番丸山修二君。

○2番（丸山修二）

それでは、1点目の住宅用火災警報器の町民への交換周知及び設置率の向上についてお伺いをさせていただきます。

火災警報器を設置することで被害が大きく減少するわけでございますけれども、今は、新築住宅につきましては平成18年6月からの義務化ということで、さっきの回答の中で推進を図っているということでございます。

今後多くの警報器の交換等が発生するわけでございますけれども、今後の対応については具体的にはどのように推進を図られるのか、説明をお願いいたします。

○議長（野村泰也）

協働推進課長。

○協働推進課長（井上新五）

住宅用火災警報器につきましては、万が一火災が発生したときの逃げおくれから命を守るということで、重要な機器となっております。

昨年から自主防災組織の皆さんと、訓練があるときには、消防団や消防署の御協力により交換や設置の周知のほうをさせていただいておりますので、今後もさらなる周知をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野村泰也）

2番丸山修二君。

○2番（丸山修二）

火災警報器がついていても、こういった寿命という問題がありまして、国でも10年を目安として交換を推奨されておりますので、とにかくことしが一番重要な時期ということですので、いろいろな面で啓発をお願いしたいと思います。

次に、広川町消防団第3分団では、住宅用火災警報器の交換周知と警報器の販売の案内を第3分団管内の行政区で今行っているわけですが、このような地域に密着した活動を行うことで火災警報器の交換や新たな設置につながると思っておりますけれども、どう思われますか、お尋ねをいたします。

○議長（野村泰也）

協働推進課長。

○協働推進課長（井上新五）

昨年の丸山議員からの質問以降、地域の消防団のほうで火災警報器を地域に設置しているということで取り組みを進めております。その中で3分団につきましては、10年前に地域のほうで一括して設置したという経緯もありますので、その交換ということで今年度取り組みのほうを実施していただいております。

ほかの分団につきましても、取りまとめ等の実施は行っておりませんが、地域の自主防災組織の訓練とか、あと、消火器を点検されるときに住宅用火災警報器の設置を依頼しているところでもあります。今後も推進をしていくようにしております。

以上です。

○議長（野村泰也）

2番丸山修二君。

○2番（丸山修二）

今回、第3分団での火災警報器の販売価格を見ますと、2千円ぐらいと。当時、10年ぐらい前は三千何ぼしておったと思うんですね。これがもう大分安くなっておりますので、こういった形で消防団のほうで隣組への回覧等で周知をされることによって、かなり効果が出てくるんじゃないかなと。実際どれだけ注文とかいろいろされるかというのはわかりませんが、よかったらほかの分団でもこういった活動をしていただくと推進が図られるんじゃないかなと思いますので、何かの機会があれば消防団のほうにもそういったお話をしたいと思っています。

次に、前回、平成29年6月定例会におきましてこの問題を質問した中で、答弁では火災警報器の設置状況について把握はしていないということで、区長さんの協力を仰ぎながら調査を進めていきたいということで回答されておったわけですが、設置等の調査についてどのようにされたのか、お伺いをいたします。

○議長（野村泰也）

協働推進課長。

○協働推進課長（井上新五）

前回の丸山議員の質問以降、住宅用火災警報器の設置調査を検討してはいましたが、現在、調査は実施していません。理由としましては、行政区長と協議した結果、地域自主防災訓練での周知や、消防署、地元消防団が住宅用火災警報器の設置や電池交換等の周知に力を入れていた時期ということもありますし、ある程度周知徹底した後に調査をしたほうがよいという意見もあったためとなります。

昨年からことしにかけて、自主防災組織での訓練のときの啓発、また、先ほど議員が言われましたように、今年度は1つの消防団の分団では、地域の方に取りまとめをお聞きし、住宅用火災警報器の設置を進めておりますので、ある程度の、一定の啓発はできてきたと考えておりますので、調査につきましては行政区長と協議をして進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（野村泰也）

2番丸山修二君。

○2番（丸山修二）

それでは、区長さん等との話をされて、今後また調査をしていただくというようなことでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、総務省消防庁の火災警報器の設置率は、先ほど言いましたとおり、全国では81.6%、八女地区では89%と高い数字となっております。しかしながら、調査の方法としては、ごく一部の世帯の抽出によるものということで、本来の設置率は不明瞭なところがあるわけです。

また、八女地区消防組合火災予防条例では、警報器は寝室と、それから、2階がある場合は階段に設置するようになっております。

しかしながら、この条例の適用後の設置率を見ますと、八女地区では60%ということになっております。これは設置すべきところについていない世帯が多いということでございます。このような点につきましてはどう考えておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（野村泰也）

協働推進課長。

○協働推進課長（井上新五）

住宅用火災警報器につきましては、1軒に1個ではなく、やはり必要な場所、台所や階段の最上部、また寝室等に設置をしていただくことが逃げおくれから命を守る一番の方法だと考えておりますので、こちらにつきましては、自主防災組織の訓練等で周知をしておりますが、再度、訓練等で住民の皆さんに周知をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（野村泰也）

2番丸山修二君。

○2番（丸山修二）

よろしくお願ひしたいと思います。

次に、火災での死亡者のうち、老人の逃げおくれというのが多くを占めるわけでございます。老人世帯への火災警報器の設置が特に重要だと考えておるわけでございますけれども、老人世帯への設置の状況について把握されておりますか、お伺いをいたします。

○議長（野村泰也）

協働推進課長。

○協働推進課長（井上新五）

ひとり暮らしの高齢者世帯の把握はまだ行っておりません。

以上です。

○議長（野村泰也）

2番丸山修二君。

○2番（丸山修二）

先ほども申しましたように、火災での死亡者のうち、老人が特に多いわけですね。やっぱり逃げおくれというものがあります。火災警報器を設置することによって、大きい音がします。それを聞いて逃げると。これによって死亡事故を減らすということが出来ます。特に、民生委員さんは老人世帯の訪問をされておりますので、やはり民生委員さん等の御協力を願って、そういった世帯への確認というのは重要だと思っておりますので、これはぜひ実施をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（野村泰也）

協働推進課長。

○協働推進課長（井上新五）

来年度、区長さんとの調査を含めて、ひとり暮らしの高齢者宅の調査、こちらもあわせて行いたいと思います。

以上です。

○議長（野村泰也）

2番丸山修二君。

○2番（丸山修二）

ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

火災につきましては、人命や財産をなくすとともに、隣接家屋への延焼と、近隣へ多大の迷惑をかけるわけでございます。火災警報器の設置につきましては、早期発見、早期消火を図るために必要な設置義務でございます。今後、設置率100%を目指してさらなる啓発推進を図られることをお願ひいたしまして、1点目の質問を終わらせていただきます。

次に、里道等法定外公共物の維持管理についてお伺いをいたします。

まず、国から譲与された里道、水路等の法定外公共物はどのくらいあるのか、お伺いをいたします。

○議長（野村泰也）

建設課長。

○建設課長（樋口信吾）

法定外公共物につきましては里道と水路がありますが、これにつきましては国土調査の時点で把握をしております。里道数が2,107本、水路数が2,601本あります。

現在においては、その後、用途廃止がなされましたので、具体的なその後の数値は把握ができておりません。

○議長（野村泰也）

2番丸山修二君。

○2番（丸山修二）

国から譲与の時点で、機能を喪失した里道、水路については、国において引き続き直接管理を行うということになっておりますが、この譲与時点でこういった里道、水路というのは広川町であったものかどうか、お伺いいたします。

○議長（野村泰也）

建設課長。

○建設課長（樋口信吾）

基本的に、もともとその分については存在していたもので、移譲関係のお話が出てから2年ぐらいかけて現地調査をしております。その分で機能を有している分についてを移譲しているような状況であります。

○議長（野村泰也）

2番丸山修二君。

○2番（丸山修二）

わかりました。

国から全国の市町村へこういった里道、水路が譲与されたわけですが、この里道、水路等の維持管理に関しまして、国から何らかの交付税措置というのはあっておるのかどうか、お伺いをいたします。

○議長（野村泰也）

鹿田参事。

○総務課参事（鹿田 健）

法定外公共物の交付税措置についてでございますが、結論から申し上げますと、交付税措置はなされておられません。その理由につきましては、法定外公共物につきましては道路のように数値が把握できないということが1点目、それから、維持管理経費について市町村が負担する場合、それから地元住民の方が負担される場合などいろんな状況があることから、標準的な経費が算定できないということで、財政措置はしないという見解が示されておるところです。

以上です。

○議長（野村泰也）

2番丸山修二君。

○2番（丸山修二）

わかりました。国は譲与したものの、交付税措置というのはしていないということですね。

次に、里道につきましては大きく分けますと、昔の言葉で言いますと、6尺道、3尺道に分類されます。6尺道は約2メートル弱の幅員で、いわゆる軽トラックぐらいが通る道でございます。3尺道は1メートル弱の道で、昔でいうと、リヤカーが通るぐらいの道でございます。

今まで里道等の維持管理につきましては、実際の関係者がやってきたわけでございます。しかし、農業者の高齢化、それから農家の減少が進む中、維持管理ができないような箇所が数多く発生すると思っております。特に3尺道につきましては、車も通らないということで、荒れているような状況がよく見受けられていると思っております。このような問題に対してどう考えておられるのか、お尋ねをいたします。

○議長（野村泰也）

建設課長。

○建設課長（樋口信吾）

基本的に、この管理につきましましては、先ほど町長が答弁申し上げられたとおり、地元の利用者が主ですので、その分に関しましては、やはり地元が主体となってお願いしたいと考えております。

ただ、これは東部のほうからの声が多いんですけども、膨大な量の管理箇所があります。そういった分野について、なかなかやっぱり対応できないというようなお声を聞いているのも確かです。そこに当たりましては、来年度、行政区の実態調査をやろうと考えております。これは道路だけじゃなくて、公園とかの分野、そういった分野も含めての管理の調査をやろうと思いますので、その中で具体的な状況を把握して対応を考えたいと考えております。

○議長（野村泰也）

2番丸山修二君。

○2番（丸山修二）

わかりました。

里道、水路等の法定外公共物は、町でいえば行政財産ということになっておろうかと思えますけれども、一般的に通常の行政財産の管理というのはどのような管理をされているのか、お伺いをいたします。

○議長（野村泰也）

総務課長。

○総務課長（丸山英明）

行政財産におきましては各所管課がありますので、基本的には各所管課が管理をすることとなっております。

ただ、里道、水路等の法定外公共物につきましては、行政財産ではございますけれども、先ほど言いましたように、管理上、面積等がはっきりしておりませんので、財産台帳には載せていないところでございます。

○議長（野村泰也）

2番丸山修二君。

○2番（丸山修二）

わかりました。行政財産といっても、里道、水路についての管理というのはなかなか難しい問題があるかと思えます。

次に、この行政財産であります里道、水路について、自分たちが使う道路、水路ということですので、今までは関係者で管理をしておるわけでございますが、もし関係者でできない場合、町としてはどのような対策を考えられるのか、お伺いをいたします。

○議長（野村泰也）

建設課長。

○建設課長（樋口信吾）

これはちょっと以前にもあった事例なんですけれども、どうしてもやっぱり対応できないという部分があります。樹木が生い茂って、地元がやっても危ないというふうな部分がありますので、そういった部分に関しましては、区長からの要望を受けまして、町で直接やると

ということもあり得ます。これはケース・バイ・ケースですので、それを全部どこでもやるかということ、ちょっとまた語弊がありますけれども、そういった分できない分野については町がかわってやろうということはありません。

○議長（野村泰也）

2番丸山修二君。

○2番（丸山修二）

次に、広川町法定外公共物管理条例が平成17年4月に施行されておるわけでございますけれども、町が里道、水路等の管理をするために、やはり何らかの書類等の整備がされると思われませんが、どういうことになっているのか、お尋ねをいたします。

○議長（野村泰也）

建設課長。

○建設課長（樋口信吾）

基本的には、国土調査で里道、水路については把握しております。それを税務課にあるような土地台帳みたいな形式で、それは1カ所ごとに保存されておりますので、それで一応台帳管理はしております。

ただ、その後の用途廃止については、別途、用途廃止台帳で管理していますので、全体面積等を把握するためにはその差し引きが必要になります。

以上です。

○議長（野村泰也）

2番丸山修二君。

○2番（丸山修二）

そしたら、こういった里道、水路については用途廃止の分があるということで、一部の台帳的な書類の整備はする必要があるけれども、基本的にはあるということですね。

○議長（野村泰也）

建設課長。

○建設課長（樋口信吾）

はい、そうです。あります。

○議長（野村泰也）

2番丸山修二君。

○2番（丸山修二）

それから、この条例の目的といたしまして、「法定外公共物の適正な利用を図り、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。」ということで書かれておりますけれども、具体的な中身については、行為とか許可に関するものが記述されているものの、具体的な維持管理については示されていないというふうな状況ですけれども、この件についてどう思われますか、お伺いをいたします。

○議長（野村泰也）

建設課長。

○建設課長（樋口信吾）

この条例に関しては、一般的な部分でしか記載されていませんので、詳細部分については、やはり実情に合った形で町のほうで運用しております。

以上です。

○議長（野村泰也）

2番丸山修二君。

○2番（丸山修二）

法定外公共物の管理条例というのはどの市町村でも持っているわけですがけれども、基本的にはうちの条例みたいに、そういった行為ないし許可等ですね、用途廃止の許可あたりについて示されて、具体的な管理をどうするのかというのは、ほかの市町村についても示されていないと。それだけなかなか難しい問題だと思っておるわけです。

この法定外公共物の大部分の維持管理は関係者が行っておるわけですが、これはもう全国的な問題ですが、農家の減少とか農業従事者の高齢化、耕作放棄等の問題によりまして全国的に維持管理が難しいということで、これはうちだけじゃなくて全国的に言われている問題でございます。関係者の維持管理にも限度がございます。町としても、里道、水路等は町有財産でございますし、なかなか難しい問題だとは思いますが、今後何らかの維持管理のあり方について研究していただきたいということをお願いいたしまして、一般質問を終わらせていただきます。

○議長（野村泰也）

次に、11番佐々木四十臣君の登壇を求めます。

○11番（佐々木四十臣）

おはようございます。11番佐々木でございます。私は今回、3項目につきまして質問をさせていただきます。

最初に、住民基本台帳の閲覧と個人情報保護法に基づく規制のあり方についての実情をお尋ねいたします。

次に、風疹、はしかの流行に対する対応はどうなっておるか、その対策はあるのか等についてお尋ねをいたします。

最後に、中国との交流の今後の方向性をお示しいただきたいと考えます。

以上3項目の質問をさせていただきます。

では早速、具体的な質問です。

本町におきましては、基本台帳閲覧は、個人情報保護法に基づくものとしてどのように規制されているか、その実情についてまずお尋ねをいたします。

本町には、区長等の設置、報酬及び費用弁償に関する条例がございます。行政区長の責務として、行政区住民台帳の整備が挙げられております。それでは、この行政区長の住民台帳整備に係り、町はどのような形でどこまで情報を提供されているか、これについてその実情を具体的にお示しいただきたいと思います。

先般、内閣総理大臣が自衛隊への入隊適齢者情報に関しての発言をされておりました。マスコミ等で報道されたところでございます。この件に係り、広川町の情報提供の実情はどのようなになっているか、お尋ねいたします。

次の質問に移ります。

風疹の大流行が懸念されております。大きな社会問題となっております。特にワクチン未接種者に対する対策が問われているところですが、殊に妊娠中の女性が風疹にかかると、出生児等への影響があるということで、抗体検査など問題となってきました。また、男性の未

接種者への対応も問題となっております。はしかも流行が懸念されております。最近、海外渡航等によって渡航先で感染し、発症しないうちに帰国し、移動することによって感染が広がってしまったという事例が報道されたこともございます。人の移動範囲が国内外を問わず、短時間のうちに非常に広範囲に及ぶ時代となりました。よそで起きていることは私たちの地域でも起こり得るといえる時代です。とり得る対策は早目にやる必要があるかと考えます。そこでお尋ねします。

風疹とはしかに関しまして、広川町では未接種者の実態はどのようなものか把握されておられるのか、お知らせください。

加えて、国からはどのような通達や情報提供があつて、それに基づいて町での具体的な対策が講じられておるのであればお知らせください。

最後の質問でございます。

蘇州市姑蘇区の訪問団が来て以降の動きが全く見えてきません。その後の進捗状況はどのようになっておられるのか、今後どのような方向性を持っておられるのかについて、町長の御所見を伺いたいと考えます。

以上で登壇しての質問を終わります。

あとは質問席で行いますので、御答弁よろしく願いいたします。

○議長（野村泰也）

町長。

○町長（渡邊元喜）

佐々木議員の質問のうち、住民基本台帳の閲覧と個人情報保護法に基づく規制のあり方についてのお答えでございます。

住民基本台帳の閲覧は、平成18年11月に住民基本台帳法が改正され、写しの閲覧は何人でも閲覧を請求できるという原則公開の制度は廃止され、個人情報に十分配慮した公用・公益性が高いと認められる場合のみ閲覧可能となる制度として構築されました。

閲覧することができる場合は、国、地方公共団体の機関が法令で定める事務遂行のために閲覧する場合、また、統計調査、世論調査、学術研究等の調査研究のうち、公益性が高いと認められるものの対象者を抽出する目的で閲覧する場合などとなっています。

自衛隊入隊適齢者情報の提供は、自衛隊法第97条で、県知事及び市町村長は自衛官の募集に関する事務の一部を行うこととなっています。このことから、自衛隊からの閲覧申請に対して適齢者を紙に抽出して閲覧に供しています。

行政区長さんが整えるべき区居住者台帳につきましては、毎月15日に前月分の氏名、性別、続柄、氏などの変更、転入転出といった異動を記載した通知書を送付して台帳の整理をお願いしています。

次に、風疹、はしかの質問でございますけれども、風疹及びはしかの定期接種は、予防接種法に基づき、A類疾病の定期接種と位置づけられ、市町村は予防接種を受けるよう努めなければならないとされています。予防接種を、第1期は生後12月から生後24月に至るまでの間にある者で、第2期は5歳以上7歳未満の者であつて、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者とされています。町では、対象となる者に対して個人通知により接種勧奨を行っています。未接種者に対しては、定期的に予防接種台帳を確認して再度通知を行っております。

国では、現在の風疹の発生状況を踏まえ、風疹感染拡大防止のため、第1期、第2期の定期接種及び妊娠を希望する女性等に対する風疹抗体検査に加え、予防接種法に基づく定期接種を受ける機会がなく、抗体保有率が他の世代に比べて低い昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性を対象に抗体検査及び定期接種を行うこととなりました。対象者へは個人通知や広報等を活用して周知いたします。

現在、八女地区2市1町で構成する予防衛生事務連絡会の中で精査を行い、八女筑後医師会と接種委託について協議を進め、早期の接種実施に向けて検討を行っております。

はしかについては、国での対応はありませんが、県が抗体検査等の事業を開始しましたので、八女地区で体制を整え実施したいと考えております。

次に、中国との交流の方向性の質問でございますが、平成5年から実施してきました中国との交流については、蘇州市内の区の合併等により、平成24年度以降交流が中断していましたが、本町の60周年記念式典に蘇州市姑蘇区の関係者を招待し、意見交換の場を設け、今後の交流事業について話し合いを持ったところです。

その後、平成29年2月に本町の訪問団を結成し、蘇州市姑蘇区へ訪問し、同年9月に姑蘇区の訪問団を招待し、交流事業についての意見交換を行っております。

姑蘇区の政府も交流についての前向きな考え方をもちましたので、双方の考え方を確認する必要があり、事務レベルでの協議が必要と考えております。

しかしながら、現在、本町と中国とのメール通信が不都合となっており、事務連絡を行うことができませんので、その原因を調査中であります。

また、福岡県の国際局地域課にも相談し、蘇州市外事弁公室と連絡をとることも協議しながら、蘇州市姑蘇区の意思の確認を行いたいと考えております。

なお、本町の国際交流事業については、多くの国の方との交流を実施し、外国の習慣や文化を学び実践する取り組みを行っていますが、中国との交流については、長年の交流事業の実績がありますので、友好都市としての関係を今後も継続していきたいと考えております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（野村泰也）

11番佐々木四十臣君。

○11番（佐々木四十臣）

行政区長の責務として、行政区住民台帳の整備というのが2番目に挙げられています。転入転出の情報、それから2番目に区居住者台帳の整備ということで、4項目の責務がある中で、その2番目に挙げられて非常に重要視された部分でございます。

今、町長の答弁にもございましたが、月ごとの転入者、転出者の情報に関しては、ペーパーで行政区長宛てに情報が提供されております。ところが、新しく整備されたところもあると思いますが、かなりのところが、もともとの各行政区がお持ちの区民台帳が古く、基本的にはそれをずっと引き継いできた。それに、月々の転入転出情報だけはずっと送ってくるけれども、基本となる、もともとののが非常に古いということがあります。これは行政区長を経験された方は御理解いただけると思います。私も行政区長をやったことがございますが、もうやっぱり大変です。これを常に行政区長が最新の情報として区民台帳を整備するというのは非常に大変です。

そういうところで、広川町では、例えば私が行政区長としますと、ある行政区長が区民台

帳をつくりかえるというようなことで住民課のほうに住民基本台帳の閲覧を求めてきた場合、それはどのような情報提供になるのでしょうか。

○議長（野村泰也）

住民課長。

○住民課長（藤島達也）

今、議員が申されましたように、行政区の中で台帳が整備できていない部分があるということで役場に申請されることがあります。そちらは氏名、住所、性別、生年月日につきまして紙のほうに出しまして、その紙を閲覧していただいて、持ってきていただいています区民台帳に書き写していただくというふうなことでなっております。

以上です。

○議長（野村泰也）

11番佐々木四十臣君。

○11番（佐々木四十臣）

要するに、新しく区民台帳を整備しようと、つくりかえようという行政区があると、毎年
の数は少ないでしょうけれども、事例があるということで、その場合には紙に抽出したものを
書き写させる。紙に抽出するというのは、町が提供するということですか。

○議長（野村泰也）

住民課長。

○住民課長（藤島達也）

町のほうで電算で一覧表に世帯ごとに出しまして、それを閲覧していただくという方法をと
っております。

○議長（野村泰也）

11番佐々木四十臣君。

○11番（佐々木四十臣）

要するに、自分で書き写してもらおうと、自分が持ち込んだ用紙に書き写してもらおうとい
うことでの情報提供をやっておるということですが、行政区も小さいところから大きいところ
もあるんですが、500世帯を超える、そういう行政区も少なからずあるわけで、300世帯以上
ぐらいになると、かなりの行政区になってくるんじゃないかなと思うんです。そうすると、
それを書き写すとなると、これまた大変な労力ですが、例えば、1日で終わらんと、あるい
は何人も来てその事務をしなければならんということになるだろうと思うんです。自分の経
験も踏まえてそういうことを考えますし、またほかの行政区長さんからも大変なこっちゃん
というので御相談を受けたことも何度もございます。

それで、こういうことができればということなんですが、行政区というのをつくる、そし
て、行政区長という役職を設置する、それは町の条例に基づいて設置したもの。であるなら
ば、本来、行政区の台帳というのは基本的に町が提供してもいいんじゃないかなと思うん
です。条例改正等は当然絡んでくる話ですが、条例改正等をしてでもそういうことができな
いかなと。行政区長の職務の負担というのを軽減する一つの方法でもあろうと思うんです。
それで、そういうことができないかなと思うんですが、いかがでございますか。

○議長（野村泰也）

住民課長。

○住民課長（藤島達也）

現在、町長の答弁にもありましたように、個人情報に十分配慮したということで閲覧ということになっております。しかし、個人情報保護条例におきまして、外部提供というものにつきましては、法令、または条例に基づいてできるとか、広川町情報公開条例について同じ項目でできるんじゃないかということもございしますが、現在、町としましては個人情報に十分配慮したものとして閲覧ということになっておりますので、今後、町のほうとしまして、閲覧ではなくてその用紙を渡せるかどうかというのは庁舎内でまた協議をしますし、それにつきましては個人情報公開の審議会のほうでも協議いたしまして、どのような方法が一番いいのかというのを今後検討していきたいと思っております。

○議長（野村泰也）

11番佐々木四十臣君。

○11番（佐々木四十臣）

そういうことで御検討いただきたいと思うんですが、例えば、毎年新規の台帳情報を、全情報を提供するというのは、これまた町は大変なことで、そういう必要はないと思うんですよ。例えば5年ごと、それも必ずしもこだわるものじゃありませんが、5年ごとに1度、そういう基本的な全情報を提供する。当然、個人情報保護法というのが国にあり、県にあり、町もそれに準拠した保護条例をつくっておるわけですから、行政区長の守秘義務、それから情報漏えい等、ほかに転用するとか、そういうことは実際あってはならない、いわゆるその義務が課せられておるわけですから、その管理については徹底するとしても、5年ごとぐらいで1回、全情報を行政区ごとに提供していただくと、行政区長さんは基本台帳の整備という、これは非常に大きな責任でございしますので、その部分はかなり軽減できると。そういうことができないかなと。それで、あるいは5年ごとに提供するときは古い台帳は返却するか、そういう管理を徹底すれば当然できていくんじゃないかなということで、今、課長が答弁されましたように、今後いろんな手順を踏まなければそういう話も進みませんし、議論も深まりません。ですから、それはそういうことでぜひ前向きに研究していただきたいと思えます。

この行政区の住民台帳がしっかりしておらないと、例えば、個別に災害時弱者名簿とか独居老人名簿とか、そういうものも、それぞれの所管課から極めて小出しに、必要最小限のものがごく限られた者に提供されているにすぎません。これが全部連動していない部分が末端ではあると、私はそれを感じます。ですから、こういう提案を申し上げるんです。ですから、ぜひこれは前に進むような御検討をいただきたいと思えます。

それから、自衛隊の入隊適齢者情報について、せんだってマスコミ等で報道されておりますが、総理は6割が協力していないというような最初の発言でした。これはいわゆる誤解だろうと思うんですが、広川町も含めて、そういうことで情報は提供しておるけど、ペーパーに書いたものは渡していないということらしいので、それはもう皆さんが理解できているんじゃないかなと思うんですが、広川町ではこの点については、先ほど答弁いただいたように、行政区長に対するのと同じような情報の提供のやり方でしょうか。

○議長（野村泰也）

住民課長。

○住民課長（藤島達也）

自衛隊に関しましては、適齢者を紙に抽出して閲覧に供しているわけですが、これはやっぱり個人情報の保護につきまして、八女市、筑後市、広川町の中で協議会をつくっておりますけど、その中で統一した見解で閲覧ということでやっております。

こちらにつきましても、総理大臣の答弁がありましたように、今後国とかからいろいろおりてくるかと思しますので、そのときに対しましては、また国の法律とか条例とかに対応していきたいと思っております。

以上です。

○議長（野村泰也）

11番佐々木四十臣君。

○11番（佐々木四十臣）

確かに、そういう報道の後、いわゆる協力していないというようなニュアンスは、ペーパーで渡さないとか電子情報で提供していないということだったようで、ところが今度は、今後、もう早速ペーパーで渡す、電子情報で渡すということで名乗り出た自治体も生まれつつあります。現に生まれています。今後そういうところがふえてくると、やっぱりペーパーでくれ、電子情報で提供してくださいというような要望にだんだんなくなっていくんじゃないかなという気もするんですが、今、課長の答弁にありましたように、近隣自治体の中で緊密にこの部分について連携をとっていただいて今後の対応は進めていただきたいということをお願いしておきたいし、考えております。よろしく願いいたします。

次に移ります。風疹、はしか対策でございます。

未接種者に対する抗体検査、これは現在、広川町ではどのような場面で検査をされておるか。あるいは抗体検査を受けていただくにしても、事前の啓発等が十分進められて理解していただかないと、なかなか抗体検査を受けないという方もあるんじゃないかなど。いわゆるどのような場面でこれをされておるか、それから啓発はうまく進んでおるのか、この辺についてお伺いします。

○議長（野村泰也）

住民課長。

○住民課長（藤島達也）

風疹の抗体検査につきましては、やっと今、国からいろいろな情報がおりにきている状況でございます。

町長の答弁にもありましたように、妊婦希望者等への助成のほかに、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性ということで、第5期という風疹の予防接種が今度始まることとなっております。

啓発につきましては、国のつくりましたチラシや、あと個人通知で対応していきたいと思いますが、個人通知につきましては、平成31年度につきましては、昭和47年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性については個別通知を行いなさいということになっております。その前の方には、とりあえず31年は個別通知は送らなくてもいいということになっておりますが、町としまして、どの範囲まで個別通知で行うのかということをお考えおるところでございます。

この風疹に対する国の事業につきましては、31、32、33年の3年間ということになっておるところでございます。

以上です。

○議長（野村泰也）

11番佐々木四十臣君。

○11番（佐々木四十臣）

だから、抗体検査はどのような場面で——今はまだ実施していないんですか。

○議長（野村泰也）

住民課長。

○住民課長（藤島達也）

抗体検査も国からの情報がおりにてきておりますが、抗体検査につきましての契約は全国で集団契約ということになりまして、これにつきましては、全国で抗体検査がまだはっきり決まっておりますが、情報として6,740円という値段が決まっております。これにつきましても、国が2分の1で市町村が2分の1という費用の配分にもなっておりますのでございます。

抗体検査につきましては、今、国からなるべく特定健診の折に抗体検査も受けられるように、なるべく広い範囲で受けられるようにということになっておりまして、医療機関とか特定健診の折にできるようにということで国からおりにておりますが、まだこちらにつきましても八女筑後医師会等の協議も終わっておりませんし、抗体検査も、このチラシは4月以降に出しなさいということになっておりますので、現在はまだ行われておりません。現在はまだ実費での抗体検査となります。

以上です。

○議長（野村泰也）

11番佐々木四十臣君。

○11番（佐々木四十臣）

わかりました。

ところが、従前から既に母子手帳の交付をやったり、母子健診をやったり、そういうことはずっと町も続けてきたわけですが、今までに風疹の抗体検査等はそういう機会には啓発はされていないんですか。

○議長（野村泰也）

住民課長。

○住民課長（藤島達也）

今までに抗体検査というのは、国からも県からもおりにてきておりませんでした。定期接種があつていないときの年代が、今度、男性が受けられるようになるんですけど、定期接種としてまた位置づけされてからは、予防接種率も1期で97%、2期で大体95%ぐらいの接種率になっておりますので、先ほど申しました年齢の男性が抗体がないということですけど、今までそういう検査等は行ってきておりません。

以上です。

○議長（野村泰也）

11番佐々木四十臣君。

○11番（佐々木四十臣）

特に一番懸念されているのが妊婦さんの場合ですけども、抗体検査はいろんな機会に、

そういう健診等の機会にはやってこなかったということであれば、未接種者の情報というのもわからんということですね、どうですか。

○議長（野村泰也）

住民課長。

○住民課長（藤島達也）

定期接種になってからは、こちらでちゃんと誰が打っている、打っていないというのは予防接種の台帳で管理しておりますが、定期接種の期間でなかった方たちとか、以前の方たちは、誰が接種しているとか、何%ぐらい抗体を持っていたらいいとか、そういうのが全然現在ではわからないという状況でございます。

○議長（野村泰也）

11番佐々木四十臣君。

○11番（佐々木四十臣）

未接種の可能性のある年齢というのは、大体今40代だろうと思うんですよ、その辺だろうと思うんですね。男性の場合には39歳から56歳とはっきり年齢を言われましたけれども、女性もそういうことだろうと思うんです。

それで、厚労省から30年12月13日付で「風しんに関する追加的対策骨子」という文書が出ておりますが、これでも、いわゆる男性について、特にこれは追加措置として出されております。

今までは妊娠を希望する女性について、いろいろ風疹の危険性というのは論議されてきたところで、今まで全くそういう検査がされていない、個人の意向に任されてきたというのはちょっと驚いたんですけども、男性の場合も今後、特定健診の場を通じてこの啓発を進めようというのが国の意向のようでございますが、広川町でも、今、課長が答弁されたように、文書を出すのが4月1日以降、それから、特定健診が始まるのは早くても6月以降だろうと思うんですよ。だから、この地域で風疹が大流行しておるとか、そういう心配は今はないんですけども、関西地域ではそういうことがかなり大きく報じられております。

それから、これはこんがらかって申しわけないけど、はしかの場合は、たまたまある国から帰国した人が新幹線に乗って移動したということで、ぱっと発症して、移動先の地域でも非常に感染を恐れているということでもございましたが、こういう国の対策も出たわけですから、可能な限り町民の皆さんの健康、安全、安心を守るために、確保するためにも、一日も早く対応ができるように、行動に移せるように、担当部署は大変でしょうけれども、その辺の啓発を進め、具体的に対応できるように段取りを進めていただきたいと思います。

それから、今は風疹、はしかは定期接種になっておりますが、小学校に入学する以前までにそういう接種を受けるようになっておりますが、先ほど課長の答弁を聞いていると、97%ぐらいの接種率というのは聞いたけど、3%は接種していないということに理解できるんですが、広川町でもそのような、定期接種でありながら接種していないことがあるということですか。

○議長（野村泰也）

住民課長。

○住民課長（藤島達也）

その期間内に打たれた方は全部こちらのほうに打ちましたという情報が来ますので把握で

きるんですけど、その期間を過ぎて自分で実費で受けられた方につきましては町のほうに情報が来ません。町のほうからお金を払いませんので。

ですので、今申し上げたのは町で把握している分のパーセントですので、打ち忘れというものもあるかと思しますので、実費で打たれた方につきましては、ちょっとうちで把握しておりませんので、母子手帳とか見せていただいたときにわかるということで、もう少し率は上がるかと思えます。

以上です。

○議長（野村泰也）

11番佐々木四十臣君。

○11番（佐々木四十臣）

小学校入学前の接種なんですけれども、ここで接種を受けないと、また将来的に未接種者としての問題になっていくわけですね。例えば、女性ならば、妊娠を希望する時期になったり、そういう時期になったらこの問題がまた出てくるということなので、男性でもしかり。以前は、私たちのときは男性には何か関係なような感じをしておりましたけれども、最近になっては男性からの感染ということが非常に問題化されておりまして今度の厚労省の追加措置になったんだろうと思いますが、当然、入学前接種あたりは集団で同じ場所で大体行われとっとやなかつですか。これも個人でめいめい、いつからいつまでの間に接種してくださいというような自由でなくして、ある程度まとまった形で、どこかに集まってもらって一度に接種をするというような段取りではないんですか。

○議長（野村泰也）

住民課長。

○住民課長（藤島達也）

対象者につきましては、個人ごとに通知を送りますし、接種場所としては各医療機関で接種を行っていただいております。

これも本当、先ほど町長の答弁にありましたように、節目節目というか、何月ごとに受けたかどうかというのを確認しまして、受けていない人には接種を受けるようにということで数回にわたり勧奨をしておるところでございます。

以上です。

○議長（野村泰也）

11番佐々木四十臣君。

○11番（佐々木四十臣）

わかりました。とにかくおくれをとらないように、予防でございますので、やっぱり早目早目にできることはやっていただくと、対応していただくということを強くお願いしておきたいと思えます。

次に、最後の問題で、蘇州市姑蘇区との交流の今後の方向性でございます。

町長が答弁されたように、先方も60周年の町の式典においでいただき、訪日団が来、29年2月には広川町から副町長、教育長をはじめ、6人の訪中団が姑蘇区を訪問しました。私もその一人として行かせていただいたんですが、そこで非常に前向きな話になっておったんですが、実は姑蘇区というのは、町長が言われたように、私たち広川町はもともと滄浪区という区と交流をやってきたわけなんですけれども、向こうが3区が合併して、120万人から130万人

の区になっております。それで姑蘇という区になっております。3つの市それぞれに交流をしておいた自治体もこの九州管内でもあるわけですが、広川町だけが先に非常に姑蘇区との接触が進んだということで、ほかの自治体からうらやましがられたような場面もあったやに聞き及びます。ですが、20年続けてきた交流、特に子供を中心とした交流、これは非常に意義のあるものだと思うんです。それで、具体的にどのように進めていくかには、やっぱり実務者が訪中なり訪日なりしてお互いに協議をしないと先に進まないと思うので、この辺の実務者による協議の設定をぜひお願いしておきたいと思います。

それから、新年度になったら、町長にもぜひ早く訪中の機会をつくっていただきたい、そのように考えております。

そして、これも町長の答弁にありましたように、最近何か中国と日本との間のメールとか、インターネットでの交信とか、そういうのがちょっとトラブルが起きがちなんですよ。どうしてか私もわからんとですよ。私のところもつながらんごとなりました。携帯電話からメールで自由に交信できたのが、つながらんようになりました。ところが、去年12月31日だったと思うんですが、夜、先方から、蘇州のほうから携帯電話に電話が入りました。もういよいよ2018年も終わりますということで、そして、よい年をお迎えくださいという年末年始の通り一遍の挨拶ではありましたが、電話がかかってきてびっくりしたんですが、今でも携帯番号は入っておるんですけど、私のほうから電話してもつながらん。なぜかわからんとですけど、今言われたように、何かのトラブルがあっているということは事実です。

ですけれども、その中で気になったのは、蘇州のほうから役場に何度も連絡をしますが、返事がないというような話があったんです。それで、私はもちろんそれにどうこうコメントしたわけでもございませんが、ああ、そうですか、そのことはすぐ役場のほうに伝えておきますと言って、政策調整課のほうに伝えたんですけれども、政策調整課もこっちからメールを送ろうとしても向こうに送信ができないというような状況にあったと。お互いに連絡しようと思ってるんなアプローチをしておるけれども、それがつながっていないということで、連絡しておるけど返事がないというような感じになってくると。こういうのが一番いかんわけで、何とか通信が方法的にはつながった部分もあるので、そっちのほうで何かできていけばいいと思うんですが、こういう行き違いというのが一番やっぱりいいことではありませぬので、今後は早く県とか何かにも助言をいただいて、指導いただいて、具体的に通信というか、そういう情報の交換ができるように努力していただきたいと思います。

そして、最初は大人が10人、15人というような形で訪中しておったんですが、大人だけが交流してもということで、交流のあり方を検討しようと、見直そうということで、そのとき1年間交流を休んで、交流を中断して、そのときは、たしか私の記憶しておるところでは、助役と担当課から職員が行ったと思うんですが、そこでいわゆる小・中学生の交流というものに切りかわってきた経緯があります。

ですから、やはり新しく交流を進めていくためには、意思の疎通をするためにも担当者等の実務者の顔合わせでの協議というのが絶対必要だと思いますので、その辺を強くお願いして、今後の姑蘇区とのいろんな情報交換も含めてスムーズに交流が進んでいくことを願って、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（野村泰也）

暫時休憩いたします。

午前10時53分 休憩

午前11時2分 再開

○議長（野村泰也）

それでは、全員おそろいですので、会議を始めます。

次に、10番野田成幸君の登壇を求めます。

○10番（野田成幸）

10番野田です。通告していました下広川小学校の東側の町有地について質問をいたします。

今、下広川小学校校舎の建設も終わり、現在、屋内運動場の工事契約締結という段階に入ろうとしております。平成31年度末に屋内運動場が完成すれば、次に既存の屋内運動場の解体、運動場の整備と続くものと思います。また、渡邊町長は各小学校にあるプールを1カ所に集中して、しかも町民も利用可能とする施設の整備構想をお持ちと聞いております。

さらに、既存の屋内運動場とプールの裏は傾斜地部分が多いとはいえ、相当の広さの町有地があります。既存の屋内運動場の跡地、その裏の町有地の活用について教育委員会と町の考え方をお尋ねいたします。

あとは、自席で質問いたします。よろしく願いいたします。

○議長（野村泰也）

教育長。

○教育長（吉住政子）

野田議員の下広川小学校の土地利用についての御質問にお答えいたします。

下広川小学校の現在の体育館につきましては、新体育館の改築工事に伴い、解体を行います。今回の工事では、現校舎の南側と同様に砕石を敷く計画をしております。

下広川小学校にあっては、グラウンドの中央に熊野神社の参道が通っていることや、隣接する県道三瀨上陽線の拡幅、消防団詰所用地の可能性など将来的にグラウンド改修が必要になると考えております。

また、体育館とプールの東にも学校用地はありまして、現況は急勾配の雑木林です。

その町有地の利用につきましては、伐採して植林を施したりすれば、景観もよくなり、憩いの空間が生まれてくるのではないかと考えられます。そうすることで子供たちが自然と触れ合える場、地域住民との交流の場として活用できるのではないかと考えております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（野村泰也）

10番野田成幸君。

○10番（野田成幸）

教育長から前向きの答弁をいただいて、何か質問することはなくなった感じがするんですけど、昔の私の知識では山の運動場といったところの土地がかなり残っているということを何か再確認して、かなりの面積があったと思うんですよ。跡地でどのぐらいの面積があるか、お尋ねいたします。

○議長（野村泰也）

教育次長。

○教育委員会事務局教育次長（坂本幸枝）

山の部分だけをおっしゃいましたけれども、現在、体育館の跡地としまして約1,400平米、

プールがありますけれども、プールの面積が1,100平米、それと山林部ですね、それにつきましては2,900平米がございます。

以上です。

○議長（野村泰也）

10番野田成幸君。

○10番（野田成幸）

山のほうの面積がかなりあるので、竹林で放置されておると思っております。この町有地を活用すると自然環境がよく、景観もよく見えて、いい地域の触れ合いの場となると私は思っております。

幸い、下広川保育園の移転、何か小学校とかプールとかきれいになっていますので、講倫館様のほうに下広川保育園の建てかえはどうですかとお尋ねしたところ、下広川保育園も水害の危険があるということで建てかえていくということは思っていますということをおっしゃいました。土地さえあれば、どうにかすぐ進められるということで、そうですかということをお話ししました。今、土地の候補としても土地の地権者との話し合いもしていただいて、当条の納骨堂の南側と今度、学童保育とか体育館ができる東側に5,000平米あたりの土地を考えてもらっております。

その整備もあるし、調べたところ、智徳の土地、竹林が、その横に町の土地があると思っておりますので、そこをやっぱり保育園の建てかえもしていただくというところで、また地元の方たちと一緒に一体となって、その景観までよくして、季節のある公園とか学校が管理できるような遊歩道ですかね、何かそんなのをつくっていただければ、かなり下広川小学校とか地域の魅力になると思っておりますので、再度、教育長の考えをお願いいたします。

○議長（野村泰也）

教育長。

○教育長（吉住政子）

かねてから下広川小学校の周辺につきましては、町長のお考えもやはり地域の学校として町民が憩える場として一体的に考えたいということをお聞きしております。

ただ、具体的にどのように開発するのかということは、今、初めてお聞きした件もございますので、できるだけいい形に開発できますように町のほうともしっかり話を進めまして、教育環境としていい環境に、そして体育館は避難施設でもございますし、それから学校を取り巻く自然環境を生かしたい環境をつくれるような方向を検討していきたいと考えております。まだ詳しいことを申し上げられませんが、その方向で検討したいと考えております。

以上でございます。

○議長（野村泰也）

10番野田成幸君。

○10番（野田成幸）

最後になりますけど、結局、傾斜地をちらっと調べていただいたところによりますと、土地災害危険地域と土地災害特別危険地域に入っているそうなんです、その傾斜地から上がですね。

そういうことで体育館はもうできているし、プールのほうも今、町長が3つ——上広川小学校、広川中学校、下広川小学校と合同でつくっていくという考え方を持っているので、そ

ういうことでプールもなくなるということで危ない、警戒地域というところの場所からも外れるということで、ぜひプールも移動していただいて、整備していただくことをお願いいたしまして、私の質問といたします。

これで終わります。

○議長（野村泰也）

次に、7番梅本哲君の登壇を求めます。

○7番（梅本 哲）

7番の梅本でございます。本町の学校教育についてでございますが、毎年の全国調査で平均以上の評価を得ている。大変喜ばしいことでございますけれども、これにつきましては学校並びに教師の皆さんの頑張りによるといふふうに思っておるわけでございます。

今回は、これまでより以上の高いレベルを目指していただくという視点から、通告に従いまして3項目の質問をさせていただきたいと思っております。

1つは、超過勤務についてでございますが、今、教師の働き過ぎが問題となっております。本町ではどのような実態にあるか、またその対応状況をどういふふうに考え、行動してあるかということについてお伺いをしたいと思っております。

2番目は、公開講座についてでございますが、公開講座につきましては学校教育を見てもらい、理解し、応援してもらおう絶好の場というふうに考えておるわけでございますけれども、その狙いと目標について再確認をさせていただく。それと同時に、参観者の現況とその評価、現況の参観者の状況について、現況とその評価についてどのように考えておられるか、お伺いをしたいと思っております。

3番目でございますが、教職員の資質の向上についてでございます。

教育大綱では、論文、各校1点以上、それから実践研究10点以上を目標に進められております。これは重点課題というところで、そういう目標を示してあるわけでございますが、本年度の実績はどのような状況にあるか。また、現場では毎年、研究発表が絶えず、時間に追われて教師の負担が大きいいという声も聞きます。この実態については、そのような状況であるのかどうか、改善の必要性はないか、お伺いをしたいと思っております。

以上で登壇での質問を終わります。質問席にて行いたいと思っております。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（野村泰也）

教育長。

○教育長（吉住政子）

梅本議員御質問の学校教育についてお答えしたいと思います。

まず、超過勤務の実態についてでございますが、現在、勤務時間を過ぎても残って仕事をしている教職員はおります。

超過勤務の主な内容としましては、保護者対応、採点業務、成績処理、学級事務等が挙げられます。

今年度実施した対策としましては数点ございますが、その1つが全小・中学校のパソコンの更新や新しい校務支援ソフトの導入でございます。成績処理、通知表作成、指導要録、中学校の高校入試用調査書等が全て連動するようになっており、短時間で効率的に事務処理ができ、成果を上げていると考えております。

そのほか、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを町費で雇用していただき、児童・生徒のきめ細かな心のケアができるようにしており、必要に応じて専門機関との連携も進めております。

また、定時退庁日の設定や中学校におきましては部活動顧問を複数顧問とする体制やノー部活デーの取り組みも行っております。

次に、公開講座についての御質問をいただいておりますが、教育委員会のほうでは11月に実施している教育週間についてお答えしたいと思います。

この教育週間は、広川タウン・コミュニティ・スクールの事業の一環として行っております。町内の小・中学校を核として、地域・家庭が連携・協働を進め、児童・生徒のために充実した教育を行い、広げる取り組みでございます。

本年度は、この週間に地域の方々に授業やさまざまな教育活動施設等を見ていただきおありまして、本年度の教育週間には町議会議員の皆様をはじめ、教育委員、社会教育委員、学校運営協議会委員、区長、分館長、民生委員、児童委員、PTA役員等々さまざまな方々においでいただきました。

参加者数は、上広川小学校128名、中広川小学校273名、下広川小学校100名、広川中学校46名という結果でございました。今後、さらに参加者をふやし、充実する取り組みを進めたいと考えております。

最後に、教職員の資質向上についての御質問でございますが、各小・中学校では日常の授業研究、校内研修、外部講師を招いた研修などを行って資質向上を図っております。

教育論文は、資質向上に向けた取り組みの一つでございます。本年度の教育論文の応募状況は、広川町が募集しました教育論文が9点、県が募集しました、ふくおか教育論文が7点で経験年数の短い教職員が多く応募しております。論文作成に当たっては、校長をはじめ、先輩教員が指導助言を行うことで人材育成につながっております。現在の教職員の年齢構成から見ても、若い教職員の指導力向上を図っていくことが学校の喫緊の課題であると考えております。

教職員は、子供たちの可能性を伸ばし学力を高めるのが使命でございます。そのために、常に自分自身の指導力を伸ばしていくために研修に取り組んでいく必要があります。各小・中学校では研究テーマを設定し、学校単位で校内研究に取り組んでおります。その支援のために町独自の非常勤講師を配置したり、教育委員会事務局の指導主事を学校に頻繁に派遣し、学力向上に向けて充実を図っております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（野村泰也）

7番梅本哲君。

○7番（梅本 哲）

ありがとうございました。それでは、少し具体的な点をお聞かせいただきたいというふうに思います。

1つは、参観者について今、御答弁をいただきました。上広川小学校128名、中広川が273名、下広川が100名、中学校が46名というお話で、どういう方がお見えになったかというのも、議員をはじめ、各種教育に携わっておられる皆さん方は積極的に参加いただいておりますという御答弁ではなかったかというふうに思っておりますが、まず公開講座のほうから

ちょっと先に行かせてもらいます。

この関係でございますけど、この公開講座が始まってどういうふうな状況かというのは、私も当初のことはよくわかりませんが、当初に比べて参観者の皆さん方は多くなったのか、少なくなったのかですね。そこら付近の状況と教育長の所見は今、お聞きしましたが、非常に効果を上げておるといことですが、実際に正直なところ、私の感触では参観者の皆さん方が十分に理解をしてお帰りになっておるかということに、ちょっと疑問を感じる点がございます。そういう点について、どういうふうな御所見をお持ちか、お聞きしたいというふうに思います。

○議長（野村泰也）

教育長。

○教育長（吉住政子）

お答えいたします。

参観者の数は、確実にふえておりまして、うれしいことでございます。

ただ、議員おっしゃいましたように、ある小学校の発表会を重ねてこの機会に持ちまして、発表会をいたしまして、たくさんの方に参加いただきましたが、私もその場に同席しておりまして、発表内容が専門的な研究内容だけでしたので、非常に難しかったのかなと思っております。そういうことで、学校とも協議いたしまして、やはりどのような内容を発表するのか、地域の方の参加をお願いするのであれば、発表に加えて地域の方との連携を含めた発表をするとか、工夫をしなければいけないだろうということは言っております。

ただ、参加いただいた方は、内容に関してはちょっと理解できなかったけど、非常に良かったと。授業を受ける子供たちの姿や教師の姿が良かったとお褒めいただいておりますので、うれしいことでございます。

これからも、やはり学校が家庭を啓発し、地域に支援いただいて伸びるということは本当変わらないことでございますので、できるだけ地域の方にも御理解いただきやすい言葉で伝えていく努力をさせていきたいと考えております。

それから、研究発表会でございますが、毎年しているように見えるかもしれませんが、今、ほとんどやっておりますのは、学校や委員会、県教委のほうで回し順している発表会が回ってきているだけでございますので、教育委員会が無理して指定を押しつけているわけではございません。3年前に重点課題を終わりました、今、広川町の指定として行っております。それは、先ほど申し上げました校内研究にかぶせて町が指定をしますから発表してくださいという形をお願いしております、それをこの教育週間に発表していただく、そのことによって皆様に見ていただく形をとっているわけでございます。

以上でございます。

○議長（野村泰也）

7番梅本哲君。

○7番（梅本 哲）

わかりました。それでは、ちょっと私はもう一点だけ確認をさせていただきたいんですが、参観者が小学校の場合、一応100名を超えておるといふような状況でございます。11月で大体6日間ぐらいこの公開講座はありますよね。そうすると、大体平均すれば20人ぐらいが上広川小学校の場合はおいでになる。中広川小学校はこの倍の40人近くお見えになるという状

況にはなっておるんですけども、これは授業の内容等によってこの授業が非常に参観者が多いとか、そういう傾向はございますか。

○議長（野村泰也）

教育長。

○教育長（吉住政子）

この教育週間といいますのは、11月の2週間ほどを全て公開いたしますということでやっている週間でございます、ある授業とかいうわけではございません。

ただ、なかなか地域の方に2週間どうぞといっても、おいでになりにくいでしょうから、この時期にいろんなイベントを設定したり、研究発表会がある場合には発表会を設定したりして、こういうのをしますのどうぞとかいう形で、いろいろと広報をしまして来ていただいているわけでございます。

そういうことで特定の授業を見においでのではなくて、いろんな学校生活や勉学の状況、施設の状況、そして教師の働く姿とか、子供たちの活動の様子を見ていただいていると私は理解しております。

以上でございます。

○議長（野村泰也）

7番梅本哲君。

○7番（梅本 哲）

ということは、裏を返せばちょっと少きついかもしれませんが、大体時間のある方がお見えになるというような状況ではないかなというふうに思うんですよね。

私はこの週間には2カ所行ったんですけども、状況を見ますと、今、各教育関係に指導に当たっておられる関係者各位も見えておるといふようなお話でございましたが、やや寂しい気がするんですよね、正直なところ。例えば、教育委員会の委員の皆さん、社会教育委員の皆さん等々、参観者の状況を見るんですけども、たまたまその日がお見えにならなかったといえればそれまでなんですけど、やっぱりちょっと寂しい。

ですから、私としてはもう少し、一番最初に御答弁いただいたように工夫をすべきじゃないかなというふうに思うんです。せっかくの機会ですからね、学校が信頼を受ける、その場である、そういうことを考えていきますと、より多くの皆さんがこの公開講座に関心を持っていただくということが非常に大事である。関心を持っていただくと同時に、やっぱり理解をして帰ってもらわなきゃいかん。

1回はですね、英語の授業をちょっと見させていただいたときに、狙いと、それから内容について紹介をしたパンフレットをいただきました。そういうことで、やっぱり受け付けのときに、アンケートはもちろん出してございますけれども、そういうきょう見ていただく内容等についての御紹介をもう少し詳しくされたらいかがかなというふうに思った次第ですが、その点、今後の課題として検討いただけますでしょうか。

○議長（野村泰也）

教育長。

○教育長（吉住政子）

ありがとうございます。私も同感でございます、本年度で2年目でございますが、随分工夫をしてくれましたが、まだまだでございます。本来は広川町は小・中学校1年間、全て

公開としております。ただ、幾らそれを申しあげても敷居が高いと言われて、実際、なかなか学校に突然においでになることはできないと思いますので、11月の2週間を教育週間ですということで広川町でもいろんな場で宣伝いたしまして、どうぞということで設定しておりますが、やはりなかなか思うようには足は延びておりません。

ただ、これが終わりました、本年度もすぐに校長レベルで反省を持ちまして、次年度どのように工夫してたくさんの方に来ていただくかということ、また計画しております。

それから、授業内容につきましては、私もやはり信念を持っておりまして、教師は授業をする場合には指導案というのを書くわけでございますね。いわば建築の設計図でございます。しかし、私は教師の書く指導案というのは、これは専門ではない方、一般の方がわからなければ意味がないと常々申しておりますので、保護者とか地域の方にもわかるような指導案を書きなさいということで言っております。

そういうことで、いわゆる略案という形になるかもしれませんが、皆さんが見てこんな授業があるのかということを書けるような力をつけて、そして学校公開週間にはどんどん出せるようにしていきたいと考えております。ありがとうございます。

以上でございます。

○議長（野村泰也）

7番梅本哲君。

○7番（梅本 哲）

じゃ、その公開講座については、今後さらなる参観者がふえることを、そして効果が上がることを期待しておきたいと思っております。

それから、超過勤務の関係ですが、私は一番最初にこれを質問する際に、学校の先生の超過勤務とは一体何だろうかというようなことをちょっと気にしておったんですよ。また、勤務時間数というのは、一般の町職員と同じ時間で区切られておるのかなと、そういうふうにしておったんですが、その点について確認をしたところ、町職員と同じ勤務状況でございますと。それを超えて仕事をやるということが超過勤務になるというようなことを確認させていただいたんですけれども、先ほどの要因となるものについて、まず一番多いのは保護者対応ですと、それから採点とか、学校事務、そういうのが非常に要因としては高い状況でございます、時間を食っておりますというお話でございました。

これは、確かに今言われたような状況ではあると思うんですが、実際に何かデータをとられたことはございますか。ただ見た目、あるいは先生のお話でそういう状況というのがあるといのは大体私も理解をしているんですけれども、先生たち教師の皆さんの能力もいろいろありましようし、それから教育委員会のカウンセラーとか、いろいろとバックアップ体制も最近充実をしてきているというふうな状況、それからパソコン等も新しい機械を入れて事務の簡素化に努めておられるということでございます。それはもう結構だというふうに思いますが、実際にその状況のデータをとって——データをとるてなかなか難しいかわかりませんが、何らかの根拠というか、どういうものがやっぱり一番の要因かなというものを、どういう方法でもよろしいんですけど、何かそういうものを物差しではかったことはございますか。

○議長（野村泰也）

教育次長。

○教育委員会事務局教育次長（坂本幸枝）

各学校、管理職を通じてこちらの勤務時間の管理についてはお願いをしているところです。具体的に、年間を通してですけれども、どのくらいあるか年間を通して調べたことはないんですけれども、各学校に聞いてみますと、一番短い月と多い月で何十時間か差があるということは聞いております。少ない時期で平均しますと1日に1時間程度、それは8月、9月とかはそのくらいの程度になるだろうと。そして多い時期ですね、11月等につきましては一番多いかと思えますけれども、平均で四、五時間になるというふうなこともあるということです。これも教師と教頭とかではやはり差がある。教頭が一番多いかなというふうに報告は受けておるところです。

以上です。

○議長（野村泰也）

7番梅本哲君。

○7番（梅本 哲）

それでは、違う角度からちょっとお聞きしますが、教職員の皆さんの有給休暇ですよ。大体30日ぐらい持っておられるんじゃないか、40日かぐらいは余りがずっと毎年ありますので、持っておられるというふうに思うんですけれども、実際の消化状況というか、取得状況というのがよくわからないということでお聞きしているわけですが、口頭では非常に少ないですというふうなお話がありました。

この目標というものをある程度設定して、それぞれ自覚をして休むようにしなければならないというのは、町の職員も一緒なんですけれども、教職員の場合の取得目標というのは町の職員と同じようなレベルなんでしょうか、それとももっと違う視点があるのかどうかということ。現況、実態、実績を見られてどのような御感想をお持ちなのか、それについて御質問をさせていただきたいと思えます。

○議長（野村泰也）

教育次長。

○教育委員会事務局教育次長（坂本幸枝）

目標としましては、完全消化というのが一番かと思えますけれども、まずそういうことはちょっと考えられないというかですね。やはり学校の教師につきましては、子供たち、児童・生徒がいますので、なかなか平日にとるということは難しい。それと、1日単位で取得していくというのもやはり難しい。だから、時間単位での取得になっているということで、時間単位で考えますと、ほとんどの教職員、取得をしている状況ではあります。

30年の年次休暇の状況調査というものを行っております。それから見ますと、平均いたしますと、事務職が9.25日、それと教職員が8.5日というふうになっております。

ただ、この調査につきましては、4時間を超えた分を1日というふうに換算をしておりますので、例えば、教職員でしたら8.5日ということであれば半分かもしれません。四、五日ぐらいになるというふうに考えられるかなと思えます。

それから、年次休暇に加えまして、夏季休業中につきましては特別休暇が6日間付与されております。これにつきましては、ほとんどの教師が取得をしているという状況にあります。

以上です。

○議長（野村泰也）

7番梅本哲君。

○7番（梅本 哲）

ということは、有給休暇等については、実績としては教師の皆さんは8.5日ぐらいということで、これは4時間を超えた場合のカウントですよということで、実際の状況を勘案すると半分ぐらいでしょうというふうな状況でいいかなとは思いますが、やっぱり先生たちの夏休み、あるいは冬休み、いろんな休みの勤務状況というのはよくわかりませんが、いずれにしても、やっぱりもう少し余裕のあるような勤務状況にしないといけないんじゃないかなと思うんですね。

国のほうでは、やっぱり80時間を超えないようにという現在の方針を持っておるようでございますし、また一つの例として、時間の使い方、優先順位というのはそれぞれあると思うんですが、子供たちの対応に時間を優先するというのが学校の先生の一つの考えだろうと思うんですね。そうすると、例えば交換日誌等を持って子供が来る。その日誌等についての回答は、やっぱり朝受け取って下校時に返すというのが基本だろうというふうに考えるんですが、そういうものも時間に追われている状況にあると、ついつい翌日になってしまうという状況にもあるようでございます。

したがって、今後、そういったある程度余裕——余裕を持ってというのはちょっと語弊かも知れませんが、もう少しやっぱり先生たちがしっかり授業をできる体制、いろいろな雑用に追われなくて指導できる体制というのはつくっていくべきだし、1カ月の80時間以内というのも、やっぱりちゃんとクリアしていかなければ今後できないというふうに思うんですね。健康な教師をつくらんと、いい教育はできないし、元気な子供たちもまた持続できないという結果にもなるおそれがあります。

そういった意味で、今後の広川町の働き方改革、教師の働き改革について、特にこれからやっていきたい、非常に大事な点だというふうに考えておられる点、それについて教育長の所見をお聞きしたいと思います。

○議長（野村泰也）

教育長。

○教育長（吉住政子）

なかなか難しい問題でございませうけれども、今、校長等に指導しておりますのは、何となく残る教員とか、全て早く帰るように指導してくださいということで、例えば、勤務時間が朝7時50分から4時50分までとか決まっておりますが、4時50分に帰れということは無理なんですね。だから、せめて少しでも早く帰れるような御指導をお願いしたいということで言っております。

年休消化につきましても、なかなかやはり子供が目の前におりますと休めないという実態でございますので、夏季休業、冬季休業中はしっかり年休をとっていただくような指導をしていただいております。

そういうことで、可能な範囲、無理のない勤務をということで指導しておりますが、やはり教職員の定数配置等は、県、そして国が決めるものでございませうので、教育長といたしましても、県や国に対して、やはり教職員の大幅な増員をお願いしたいということを常に申し上げております。そうしないと教職員は休めませんし、やはりどこかに無理が行くものと考えております。どうぞ議員の皆様方もよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（野村泰也）

7番梅本哲君。

○7番（梅本 哲）

よくわかります。やっぱり強要はできない、立場上で指導はできるけど、強要はできないということは思います。そういう視点はよくわかっておりますのでですね。

あとは、今、教育長のほうが御答弁をいただいた内容で制度設計ですよ。やっぱりそういった超過勤務に陥らないような制度設計をせにゃいかんと。その制度設計のあり方も、人をふやすのか、あるいはそういったいろいろな新しい設備を加えていくのか、あるいはその体制、いわゆる授業体制等の再編を行うのか、いろいろ方法はあると思いますので、ぜひ一つ、進めていただきたいと思います。

この超過勤務というのは、やっぱり私たちが考えるに非常に難しい問題ではあるというふうに思うんですが、これから形だけの80時間にならないように、仕事を家に持ち帰ってするという超勤が潜在化するようなことがあっては、あんまり意味がございませんので、そういう点をしっかり教育委員会でも議論を深めていただきたいと思います。

そしてまた、学校運営協議会というのがあると思いますが、そういう中においても現場の声をしっかりお聞きいただきまして、どうするか、何かやっぱり解決策というのは出てくると思いますので、少しでもいい、その少しの積み重ねが大きな問題をクリアするてこになるというふうにも考えますから、そこら辺を引き続き御検討、それから御研究をお願いしておきたいと思います。

次に、3番目の教職員の資質の関係でございますが、ことしの論文、実践研究の発表会、発表会論文はあるのかどうかちょっとわかりませんが、発表会というのはもうお済みでございましょうか。

○議長（野村泰也）

教育次長。

○教育委員会事務局教育次長（坂本幸枝）

論文発表会ですかね。（「いや、実践発表会」と呼ぶ者あり）

教育実践研究につきましては、論文を出していただいておりますし、その中の1人にこの実践研究の表彰式のときに発表をしていただいております。

以上です。

○議長（野村泰也）

7番梅本哲君。

○7番（梅本 哲）

そうすると、この実践研究の数はちょっとよくわかりませんが、学校ごとにそれぞれ課題をやっぱり持つておるというふうに思うんですが、発表者というのは1人になるわけですか、表彰を受ける人だけということなんですかね、その点、ちょっと確認をしたいと思います。

○議長（野村泰也）

教育次長。

○教育委員会事務局教育次長（坂本幸枝）

済みません、今、おっしゃっていただいているのは、教育実践研究として論文を提出した方ということで理解をして、ことしは9名の方に応募をしていただいておりますので、その中の1人ですね、個々に評価をしております。その中で一番いい評価をもらわれた方について1名だけ実践論文の発表をしていただいたということになります。

○議長（野村泰也）

7番梅本哲君。

○7番（梅本 哲）

そうすると、論文は広川町で各校1名だったですかね、目標は。それと実践研究が10名、全体で10名、広川町で1名ですかね、そういう目標だったでしょうかね、ちょっと確認です。

○議長（野村泰也）

教育次長。

○教育委員会事務局教育次長（坂本幸枝）

済みません、これは福岡教育論文と広川町の分とございまして、福岡教育論文のほうは各校1名ということで本年度は7名の方に応募いただいておりますし、広川町の教育実践の論文に関しましては10点を目標で9点という形になります。

以上です。

○議長（野村泰也）

7番梅本哲君。

○7番（梅本 哲）

現状の状況はわかりました。ちょっと私も勘違いしておった点がございまして、確認をさせていただいたんですが、じゃ、広川町のほうの実践研究については10名と、10点というふうな目標に対して9名の方が応募されたということですね、そういうふうに考えてよかですね。

じゃ、この9名の方ですが、これは個人で応募されたのか、チームを組んでされたのかというのは、ちょっとわかりませんが、この実践研究に携わった人、これは個人であれば9名と限定されるわけですが、チームで進めるというようなことになれば若干人数がふえるんじゃないかと思うんですが、どれくらいの方がこの実践研究のほうに従事されたかということ、ちょっと参考のためにお聞かせいただきたい。

今、県のほうと、それから町のほうの目標を一応、話をされて応募数を出されたんですが、この内容については何か教育事務所のほうにおりてきて、それを筑後市と八女市と広川町で話し合っ、それぞれ学校を決める。だけれども、ここ1点ではいけないので、幾つかの学校にそれぞれ業務を分担して研究を進める。何かそういうものも考えられるというふうに思うんですが、そこら付近はどういうふうな実態にあるんでしょうか。

要するに、発表課題をどのように選定して、どのような体制で進めておられるかということですけど。

○議長（野村泰也）

教育長。

○教育長（吉住政子）

広川町の実践研究でございますけど、これは非常に初歩的な方から詳しい方までさまざまなレベルがございます。

教師は、日々授業をして児童・生徒の成長を見ていくわけですが、往々にして、例えば、きょうの授業はよかったとか、だめだったかなと主観的な見方をしていきます。そうではなくて、子供の実態を捉えて、どのような目標を立ててどのような授業を展開したかということのある期間見て、そしてテーマを持ってまとめたのが教育実践研究でございます。科学的に自分の実践を見直すということでございますね。ですから、正直言います、町の募集しています教育実践研究は非常に初歩的なレベルから高いレベルまでさまざまございます。

ただ、なぜこれをするかといいますと、県のほうでは教育論文を募集しておりますが、これについてはちょっとやはりハードルが高いわけでございますね。あんまり稚拙なものを出しますと逆に問われますので、町教育実践研究でさまざま試行錯誤を重ねて、そして力量をつけて県に応募していただきたいということで町の実践研究をしているわけでございます。

そういうことで、目標は町の実践研究のほうはちょっと多めに、県の分は各学校最低1名出していきたいと思いますということで、これを出すことによって自分の実践を見直しましょうということで取り組んでおります。

以上でございます。

○議長（野村泰也）

7番梅本哲君。

○7番（梅本 哲）

よくわかりました。そういうふうな考え方で、町と、それから県のほうの対応をしてあるということで、さらに充実していただきたいというふうに思っておりますけれども、実は教育現場のほうでちょっと耳にした話なんですけど、確かに今、教育長がおっしゃったように、ああ、えらいためになったと、そして、してよかったばいという先生もいらっしゃいました。確かにそのとおりです。

その一方、こういった意見を述べられた方もおられたんですよ。実は研究発表は大変労力がかかります、努力が必要です。そういう点で、研究発表に多くの時間を割かれて、通常業務の授業等についての準備不足等があると。あるいは超過勤務もややふえておるような気がする。それからもう一つは定期異動で、これは広川町の実践研究の課題が各学校にそれぞれあるというふうに——9名の方がおられますからね、あるということだというふうに思うんですが、一生懸命やっていただくのは結構ですが、やっぱりやや消極的な先生もおられるみたいで、広川のほうは少し敬遠されごみですよ、異動時に。広川に行ったら鍛えられるばかりと、そういうふうな何か話もあります。したがって、転入希望者がちょっと足を引くような、そういう状況にあるんじゃないかと、そういうふうな指摘をされる方もおられました。これは、それぞれの考え方、先生の姿勢によるということも十分わかっての考えなんですけれども、こういう意見があるということについては何か聞かれたことはございますか。

○議長（野村泰也）

教育長。

○教育長（吉住政子）

実は、教育委員会にもさまざまな御意見が参りまして、しっかり授業をしてほしいという声も相当入ります。どんな授業をしているのかと。子供たちを一人一人大事にしているのか

とかお叱りも受けますし、教育委員会、しっかり学校を指導してほしいという声も聞きます。さまざまな意見が参ります。

ただ、私は教育長として児童・生徒全ての可能性を伸ばしたいと思っていますし、そのために教職員は緊張感を持って頑張っていたいただきたいと思っています。それは無理をすることと同一ではございません。それぞれの力を最大限発揮して子供たちをかわいがって伸ばしていただきたいということで、先ほどの研修の一つが論文でございますし、また校内研究等のテーマでございます。

ただ、研究発表会とかは、確かにおっしゃるように負担が大きいと思います。そういうことで研究発表会は全て町の教育委員会の指導主事を総動員しまして、全て支援しております。

ですから、これまで3年前の研究発表会でも全て教育委員会が行いました。先生方はしっかり研究していただいて、指導案を書いていただいて、それを発表することに専念していただきたいということで申し上げましたが、そのことが負担だと言われる方もおられました。私は違うと思います。やはり教職員はしっかり指導案を書いて、子供の姿を見て、子供を伸ばす力をつけていただきたい、それが教師の仕事だと思っておりますので、それは申し上げております。

そういうことで、余計な負担は極力、町としても避けられるように工夫しているところでございます。

以上でございます。

○議長（野村泰也）

7番梅本哲君。

○7番（梅本 哲）

教師によっては、したくない先生もおられれば、それからできない先生もおらっしゃるということでもありましょうし、いろいろな先生の実力等も加味すれば、あるというふうに思います。

ただ、やっぱりその信念に従って教育長は、今、この問題に取り組んでおられるということですから、その姿勢をしっかり持って、これからもやっていただきたい。

ただ、現場の声を少しばかりやっぱり酌み取る場を設定されると、なおそういう事業がスムーズにいくんじゃないかと。もう少し対話を大事にすることも大事なというふうに思います。そういった点で、教育委員会のほうでは、できるだけそういう先生方の御意見等も聞くような場を活用して、そしていろいろな意見をやりとりするというようなことをやっていただければ、そういった意見もなくなってくるんじゃないかなというふうに思いますので、ひとつ今後よろしくお願いをしたいというふうに思います。

最後になりますけど、発表者というのは論文関係も含めて、誇りがあり達成感があります。また、そういう者に、その担当者に選ばれたという喜びというものもあるというふうに思います。

そこで、その実績に対する公的な評価というか、そういう面についてちょっと聞こうと思ったんですが、先ほど教育長のほうから御答弁の中で表彰行事はございますということをおっしゃいました。

だから、そういう点についてはそういう先生を評価してやる体制はある程度できておるなというふうに感じましたので、一つ、そういう点はまた頑張っていたいただきたいというふうな

要望でお願いをしたいというふうに思っております。

なお、表彰を受けたら、当然ながら履歴書にも登載できるということにもなろうと思いますが、どういう評価の仕方があるのかよくわかりませんが、表彰だけじゃなくて、ほかの表彰と、そういった教師を励ますような、そういう仕組みがあれば御検討いただければというふうに思います。

最後に、ちょっと私の気持ちというか、考えなんですけど、発表数が非常に多いと、毎年毎年、発表数が多いというふうな先生方のそういった声もあったものですから、若干、そういう面の発想でちょっと発言させていただきたいんですけども、そういった発表というのは多い少ないというような問題じゃなくて、全ての先生が、多くの先生がその研究発表に携わるというか、関係すると、そういうことが学校を輝かせるものにする手法ではないかなというふうに思うんですよね。

だから、そういう点もひとつしっかり考えて、今後やっていただきたいというふうに思いますが、また外野席というか、学校を取り巻く地域とか、あるいは保護者、家庭ですね、その皆さん方がしっかり教師の資質の向上にはスクラムを組んでいただいておかないとやっぱりいけないというふうに思うんですよね。そういうお互いの信頼感の上に立てば、教師はしっかりまた前向きに歩んでいくというふうに思います。

だから、そういうスクラム体制をしっかりと組んでいただくということを最後にお願いしたい。そして、揺るぎない信頼関係をつくるということ、ひとつ学校運営協議会等でもそういうことを念頭に置いた協議あたりを進めていただきたいということを最後に申し上げまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（野村泰也）

暫時休憩します。

午後0時2分 休憩

午後0時59分 再開

○議長（野村泰也）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番池尻浩一君の登壇を求めます。

○5番（池尻浩一）

5番池尻です。通告どおり、一般質問をさせていただきます。

まず、地域コミュニティの進捗状況についてです。

平成19年8月に第1回地域づくり推進会議が行われて、10年以上が経過しています。自立した地域づくりを求めた上で、少子・高齢化、生活様式の変化や価値観の多様化に対応した地域コミュニティの推進を図るもので、各地域の分館長経験者や有識者により議論して、地域の課題を出し合っていたが、当初の目的の中には地域コミュニティの再編を行う、より広域での新たなコミュニティ組織を地理的、歴史的な条件をもとに進めていくというものもありました。10年以上の経過を踏まえて、当初の課題はどの程度、どのように解決されているか。

地域により地理的、人口的、年齢層といったバランスが崩れつつあります。このような中で、行政サービスの受益、地域負担の調整を考えているのか。

行政区の中で、分館活動、子ども会、少年団、壮年会、老人会、また、広く消防団といっ

たものが組織されていますが、少子・高齢化、人口減の進む地域では、その機能をなくしつつあるところもあります。組織再編についての考えはどのようにあるのか。

小学校区ごとの活動、コミュニティもたびたび話も出され、進められていっていると思いますが、実際の内容は目に見えてこない状況です。校区で、ネット活動以外で何か行われているのか、進められるのか。

次に、広川町における教職員の勤務状況についてです。

さきに同様の質問も出ておりますので、短縮して質問させていただきます。

2018年2月、文科省からの学校の働き方改革に対する通知が出され、教員の多忙化の緩和に向けた動きが本格化してきました。

広川町においても、教員不足、時間外勤務の多さというものは問題になっており、これが子供たちへの教育環境の悪化につながるのではないかという、そのような不安が保護者、住民に広がっています。

教員の働き方改革の目的は、教員の心身の健康を守る、研さんの時間を確保し、授業力の向上を図る、職場環境を整え、人材の確保を行う、この3つが主であると思いますが、広川町ではどのように対策を考え、改善を行っているのか。そして、この状況をどの程度把握しているのか、伺います。

あとは質問席にて答弁をいただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（野村泰也）

町長。

○町長（渡邊元喜）

池尻議員の質問の中の地域コミュニティの進捗状況についてお答えをいたします。

地域づくり推進会議からの報告を受け、平成21年度より事業推進しています地域コミュニティ推進事業につきましては、事業後期の時期となりました。

当初の課題としては、多様化する時代背景とともに協働意識の低下、担い手不足、伝統行事、地域活動の衰退などといった課題があり、この問題解決のため、知恵を出し合い、さまざまな事業を地域が主体となり取り組んでいただいているところです。

地域の問題解決の状況ですが、今年度、全まちづくり委員会を対象にアンケート調査を実施し、事業検証を行っております。

回答では、全ての地域課題を解決した、ある程度解決したと回答された地区が91%あったことや、毎年報告される実績報告書などから見て、地域課題の解決に一定の成果があったと捉えております。また、地域のことは地域で解決するといった地域住民の協働意識が醸成され、事業がもたらした地域への影響は大きいものと思われま。

ただ、地域によっては、コミュニティ事業のみでは解決できない課題もまだ継続しています。このような課題については、各種事業と連携し、解決に向け、今後取り組んでまいります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（野村泰也）

教育長。

○教育長（吉住政子）

池尻議員御質問のうち、学校教職員の勤務状況についてお答えいたします。

まず、働き方改革を踏まえ、改善した点としましては、今年度、パソコンの更新及び校務支援システムの導入を実施いたしました。

先ほども申し上げましたが、校務支援システムでは、成績処理、通知表作成、指導要録、中学校の高校入試用調査書等で全て連動でき、短時間で事務的に、効率的に事務処理できるようになっております。

その他、町単独の予算をいただき、非常勤講師や学習支援員、特別支援教育介助員、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等の配置をし、授業や生徒指導の充実を図っております。

教職員へも支援を行い、充実した教育が行われるよう取り組んでおります。特に業務量、業務時間についてでございますが、小・中学校において、管理職が勤務時間、特に退勤時間の把握に努めております。

教育委員会といたしましても、常に校長会等で超過勤務を減らすよう繰り返し指導しているところでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（野村泰也）

5番池尻浩一君。

○5番（池尻浩一）

まず、地域コミュニティの状況ですけれども、先ほど答弁にもありましたとおり、91%がほぼ解決と、抱えているアンケートの中でですね。

まだ解決していない部分というのがやはり問題になるところで、特に具体的にどういう問題があるかということも含め聞きたいのですが、実際にコミュニティの状況、地域ですることに対して、広川町の東部地区では小椎尾21世帯71人、逆瀬谷42世帯101人、梯51世帯134人と、鬼ノ瀬まで含めたら191世帯530人という状況であります。

これに対し、川瀬882世帯2,142人、久泉712世帯2,106人と、やはり地域の人口バランスというものがかなり崩れてきておまして、校区でも上広川校区が55年前に3,791人といったところが——あっ、今、校区が3,791人ですね。55年間で1,900人減となっております。中広川校区は現在1万1,382人、55年間で4,800人ふえております。

やはり校区バランス、地域バランスというものが物すごく崩れてきておまして、さらに実際、小椎尾の21世帯の中で区長、分館長、民生委員、また、子ども会、少年団、壮年会、そういったものがきちんと機能しているかどうかというものも非常に大事なところで、当初の地域推進会議では、そういった問題点が上がった上でこれを進めていこうと、改善していこうという話もあったはずで。

その辺がまずどう進められていっているのか。これが現問題としても、残りの9%なり、まだ解決していない部分ということで、地域づくり、そういうものでどう考えていらっしゃるのかというものをまず聞きたいと思います。

○議長（野村泰也）

協働推進課長。

○協働推進課長（井上新五）

コミュニティのほうでは解決できない課題というのは、先ほど議員が言われましたように、少子化に伴う担い手不足の関係となります。

上広校区の東部につきましては、人口減少の歯どめがきかないような状況となっておりますので、こういった部分については、今現在、地方創生事業の中で進めております上広校区振興事業、こういったもので人口の定住のほうを進めていきたいというふうに考えております。

また、中広校区についても、北部地区につきましては高齢化が進んでおりまして、担い手が不足しているという状況となります。同じ中広地区でも、地域によって住環境等も違いますので、そこでやはり担い手が不足しているという状況となります。

地域コミュニティの中で、こういった担い手の解消をどういうふうに考えていくかというものを進めておりましたが、やはり歯どめがきかないような状況となっております。

現状としては以上です。

○議長（野村泰也）

5番池尻浩一君。

○5番（池尻浩一）

そういった中で、具体的に子ども会、少年団、もう少子化が圧倒的に進んでいるところですね。そういったところで具体的に問題は起きていないのか。また、さらには消防団、こういったものも、下広の自分が住んでいる藤田では5分団となっておりますけれども、とにかく5分団でも各地域に防災訓練や区の総会などで消防団の方々を紹介して、こういう活動をしています、こういうことに力を注いでもらっていますということを紹介しながら、皆さんに認識してもらって、とにかく各家庭御協力くださいということをお話ししながら団員の確保等も行っております。

5分団では、まず人数が足りないとか、新しく入ってくる方が少ないとか、そういう内容はほぼ解消している状況でもあると思いますけれども、人口が少ないところではそういう問題もまだあると伺っています。実際、活動状況にも、訓練にも参加できない、とりあえず入ってもそういう状況が続いているということも伺っていますけれども、そういうことも含めた上で具体的な問題点というものを教えていただきたいと思います。

○議長（野村泰也）

協働推進課長。

○協働推進課長（井上新五）

消防団について説明させていただきます。

地域によりましては、交代する団員というのが不足な地域、特に第1分団、ありますけど、現在、消防団幹部による検討会議のほうを設け、各分団の一つ一つの部の定数の変更、こういったものができるかどうかという検討を行っている状況です。

消防団については以上です。

○議長（野村泰也）

5番池尻浩一君。

○5番（池尻浩一）

実際に子ども会、少年団といった行事もたくさんありますけれども、そういう面で問題は起きていないのか、少子化によるそういう区の行事、地域行事において問題は起きていないのか、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（野村泰也）

教育次長。

○教育委員会事務局教育次長（坂本幸枝）

今言われました子ども会の育成連絡協議会、それと少年団の育成連絡協議会ですけれども、こちらのほうにつきましては、やはり少子化によりまして、1人から3人しかいないという行政区があります。

それで、近くの行政区で合併して、評議員を選出していただいております状況です。例えば、小椎尾と逆瀬谷と梯が1つのグループというか、ここで1人の評議員さん、馬場区もまた加わる予定ではあります。

それと、中広地区ではありますけれども、高間と清楽茶屋に1人の評議員さんというふうな形で、評議員さんの数については、合併をして選出していただいておりますところ。

それと、イベント等、アジャタ玉入れ等を子ども会では実施しておりますけれども、こちらのほうにつきましても、必ずしも行政区ごとの選出ではなくて、合併しての行政区で出場してもらおうようにやっております。

それと、少年団育成連絡協議会、広少連と言われるものですがけれども、これにつきましても、小椎尾、逆瀬谷、梯、鬼ノ淵が1つのグループをつくっていただいて、1人の評議員さん、内田と馬場についても、それと高間と清楽茶屋、また、川瀬、牟礼茶屋も合併して、評議員を選出していただいておりますところ。

以上となります。

○議長（野村泰也）

5番池尻浩一君。

○5番（池尻浩一）

やはりそういう問題もかなり大事なところで、この9%がそこにかかっているというのは、非常に問題ではないかと思えます。

特に小椎尾の21世帯というのは、各地域に、大きなところでは隣組にも30人、40人あるところもふえてきております。

改めて、本当に今後、当初の課題というか、話も出てきていたとおり、もう少しまとまった区の再編というものを町は考えていらっしゃるのか、進める気持ちはないのか、それに係る問題点というのはどこにあるのかということ伺いたしたいと思います。

○議長（野村泰也）

協働推進課長。

○協働推進課長（井上新五）

人口が小さいところの行政区の区の再編というのは、今現在のところは考えておりません。

現在、地域活性化に向けた取り組み事業を実施しておりますので、現行どおり、地域活性化のための支援を続けていきたいと考えております。

現在、東部のほうでは、やはり人口が、担い手が不足しているということで、その担い手をどのように確保していくかというのを、小椎尾区から馬場区までの区長さんが集まって、今、検討をしております。

一つの施策としましては、道路愛護等の作業が、やはり担い手が少ないということで、民間の地域貢献活動、こういったものを活用しながら、小椎尾区から馬場区までの担い手不足の解消に向けた取り組みというのを今協議しているところ。

以上です。

○議長（野村泰也）

5 番池尻浩一君。

○5 番（池尻浩一）

地域コミュニティを進めるためにまちづくり予算というものをつくっていただき、各地域によってさまざまな対応を、まちづくり予算を活用して対応していきたいというものもあるはずですが、結局は人口が多い地域も一律300千円ですよね、1行政区。もちろん少ない地域も300千円という形で、係る問題も違うでしょうけれども、今後の予算のあり方、もう何遍もこれは出てきて、質問しておりますけれども、そういうことを含めた中で、今後は提案型ということも考えた上でそういう問題解決に進めたことを重視しながら、まちづくり予算というものをつくっていくんですか。地域コミュニティの今後の進め方としても伺いたいと思います。

○議長（野村泰也）

協働推進課長。

○協働推進課長（井上新五）

今年度行いました各まちづくり委員会へのアンケートの結果を踏まえまして、300千円が妥当であるという地域もありましたし、ちょっと少ないというような地域もありました。

一応コミュニティ事業につきましては、同じ事業として全行政区取り組んでいただいておりますので、やはり公平感を出すために一律300千円という形で現行考えております。

また、今後については、地域の課題等も地域によって全然違いますので、どのように進めていくかというのは、また行政区、地域の方と話し合っ、て、そういった補助の率についても考えていきたいと思ひます。

以上です。

○議長（野村泰也）

5 番池尻浩一君。

○5 番（池尻浩一）

もう少し具体的に、要するに極端に言えば人口が少ない地域と人口が多いところ、その300千円の使い道の内容というのは、はっきり明確に違いますか。それとも似たような形で、とりあえず一つ事業をして、それを消化しているという状況ですか。

○議長（野村泰也）

協働推進課長。

○協働推進課長（井上新五）

実績報告等から確認させていただきました。

やはり地域同じように、地域の防犯活動とか交通安全活動などに取り組んでありますが、大きい区によっては、やはり300千円では足りない部分というのもあります。その分については、区の財源を編入して、事業のほうを拡大しながら使っていただいております。

小さい行政区については、やはり区の財源というの厳しいところもありますので、ただ、小さい区なりでの取り組みというのをその300千円の中で行っているという状況です。

以上です。

○議長（野村泰也）

5 番池尻浩一君。

○5 番（池尻浩一）

いろんな面で公平性というものも考えた上で、本当に地域の再編というものは大事に考えていくか、その地域であっても、もうちょっと教育委員会のほうから答弁いただいたように内容だけでも一つ一つしっかり進めていくか、その段階を踏まえて本格的な再編に向かうかという形もあると思うんですけど、その辺、もうちょっと積極的に進めるべきじゃないかなと。

まだ行政区で役職を回すにしたって、20世帯でどれだけ回して、これだけの役をというのを必ず聞きます。大きいところは大きいところで全然回ってこんし、というのもあって、やはり不公平感というか、逆に行政の立場として、公平に進めていく内容としてどう考えていらっしゃるのかというのを伺いたいですけど。

○議長（野村泰也）

協働推進課長。

○協働推進課長（井上新五）

町全体での話という形になりますか。（「はい」と呼ぶ者あり）

先ほど言いました小椎尾区から馬場区までの行政区長さんとの意見交換会なりを実施する際に、区の三役、行政区長、衛生班長、それと分館長、そういった役割を担う方というのが少なくなってきたら、担い手がなくなってきたというような話もやはり聞きます。

その分につきましては、区のほうとも話し合いながら今後進めていく必要があるかと思えますので、現在の意見交換会などを活用して今後進めていきたいと。内容の、どのような方法で進めていったほうがいいのかを検討していきたいと思えます。

○議長（野村泰也）

5 番池尻浩一君。

○5 番（池尻浩一）

じゃ、再編の内容、まず第1に当初のそういう目的もあったわけですから、そういう働きかけとか地元の考えを聞いたことがあるのか。

もしそういうことを聞いた場合、どういった問題で、再編に対する地元の方々の考え方とかがあったら聞かせていただきたいと思います。

○議長（野村泰也）

協働推進課長。

○協働推進課長（井上新五）

まず、行政区の再編につきましては、区長さん等に確認したところ、そのまま自分たちの地域で進めていきたいという話がやはりあります。

ただ、地域コミュニティのほうでいくなれば、幾つかの地域が集まって担い手を確保する方法がいいんじゃないかろうかという意見になっております。

以上です。

○議長（野村泰也）

5 番池尻浩一君。

○5 番（池尻浩一）

いろんな面で、各行政区、少ないところのつながりをもう少し密にしながら活動していただくようにしないと、どうしてもマンパワーなり、予算面なり、本当に問題が出てくるものかと思えます。

今後も地域コミュニティの進め方に関しては、ずっと質問なり、進め方とかがまた出てくると思えますので、ぜひまた取り組みと色々な意見、広く聞いていただいて、お願いしたいところと思えます。

では、教職員の勤務状況、勤務時間等についての質問に移らせていただきます。

梅本議員の質問のほうでも出していただきましたけれども、短いときは1日1時間と、長いときは1日四、五時間と、それもまた役職とか年齢とかにおいて変わっていくと、やはりそういうのも伺います。

実際に働き方改革の中のガイドラインでは、月45時間、年間306時間を超えないようにというのが基準になっておりますけれども、やはりこれは超えている、ぎりぎりの状況であるかと思えます。

さらに、働き方改革の中に、タイムカード等の取り組みを行って正確に勤務時間を把握することに努めるとあるはずですが、広川のほうでは、まだそういう取り組みとか、正確な状況というのをつかんでいらっしゃらないのではないかと先ほどの答弁の中でも感じましたが、その辺どうでしょうか。そういう正確な勤務状況、勤務時間というのを教育委員会のほうでもつかんでいらっしゃるのか、お願いします。

○議長（野村泰也）

教育次長。

○教育委員会事務局教育次長（坂本幸枝）

タイムカード等については、もちろんいまだ導入をしておりませんし、今のところ、導入する予定はございませんけれども、あくまでも管理職の判断というか、管理職の管理として報告を受けているところです。

これが正確かと言われると、必ずしも残ってしないといけないものと、あとは自己研さんとしてやっている部分、そういうものも含まれるかと思えますので、きちっと分けするというのもちょっと難しいかなというふうに考えています。

以上です。

○議長（野村泰也）

5番池尻浩一君。

○5番（池尻浩一）

やはり教職員の時間外労働については、教職員にはボーナスというものはありませんから、時間外勤務手当、こういうのは（発言する者あり）一律4%という形で時間外手当は支給されている状況にあるものと伺っています。その手当に対してですね。

それは昭和41年から変わっていない、五十数年このままでいるということで、手当名、先ほど梅本議員とのやりとりの中に、やはり教職員にも達成感とか満足感とか、ちゃんとした手当、そういうものが必要じゃないから教職員を続けられないといったものも必ず聞きますけれども、そういうものは、学校側としてはどう——町単独でそういうことができるわけではないですから、そういう働きかけを県とかに対して出しているのか、そういう問題は考えられていないのか、ちょっと伺いたいと思えます。

○議長（野村泰也）

教育次長。

○教育委員会事務局教育次長（坂本幸枝）

町立の小・中学校ですけれども、町の職員ではありますけれども、県費負担職員ですので、県のほうが人事、服務に関しては取り扱っているところです。

先ほどの梅本議員等の回答にもありましたけれども、町単独で予算を出してやっている部分というのは、この教職員の負担を取り除くというか、少しでも軽くするために非常勤職員、それと町のほうで行っております35人学級、上広川小学校につきましては30人学級ですね、小学校のみですけれども、ここに付けております常勤の講師、あと学習支援員、それと特別支援学級につきましては、こちらのほうについても介助員というものをつけております。

それと、教職員の時間外と言われる超過勤務の主な内容としまして、保護者対応等ありますけれども、これに関しましては、家族、保護者の不安ですね、そういうものを取り除くためにもスクールソーシャルワーカーを町で配置しておりますし、スクールカウンセラーにつきましても町単独で雇っている部分もあります。

そういうふうなところで、少しでも負担を減らすように、直接本人さんたちに支給はされないかもしれませんが、超過勤務の負担軽減という形ではとり行っているところです。

以上です。

○議長（野村泰也）

5番池尻浩一君。

○5番（池尻浩一）

ちょっと話が飛び飛びになって済みませんでした。

本当に教職員というものは聖職であり、次の世代の育成に多大な役割を持つ立場であり、時代とか環境でも威厳がなくなっている状況でもあります。そのせいで、広川町のほうでも教職員へのなり手が少ないというお話も聞きます。

先日から、とにかく資格を持っている人はいないか、誰か紹介してくれ、そういうお話も聞きます。言われたことも実際あります。これは教職員の採用状況が少ないのか、やはりなり手が少ないのか、広川町ではどちらを踏まえた内容であるのか、ちょっと伺いたいと思いますけど。

○議長（野村泰也）

教育次長。

○教育委員会事務局教育次長（坂本幸枝）

まず、教職員の採用については、先ほど申しましたとおり、県のほうが人事権等を持っておりますので、こちらのほうとしては、要望はもちろん、正規の職員を配置していただくようにというふうには要望はしているところです。

ですけれども、昨年からですが、県のほうも県内での募集だけではなくて、関東、関西ですね、そういうところからも募集をかけています。実際、今年度新たに県外からの教職員が4名入っております。そして、新規の採用職員も4名おりますので、かなり新しい顔ぶれになっているというふうなところは確かです。

以上です。

○議長（野村泰也）

5番池尻浩一君。

○5番（池尻浩一）

実際、2018年の福岡県では職員の採用率が2.9倍、福岡市は6.2倍、鹿児島5.8倍と、やはり県内全体としては採用倍率が非常に少なく、本当に職員採用、人数も足りているのかと。周辺でも圧倒的に足りないという学校もふえていて聞いていますし、実際に子供の数がふえて、クラスはふやしたいけれども、先生がいないからクラスをふやすことまで行き着いていないということも、本当隣の市で、地域でそれは聞いております。

ほかの地域から採用して職員になってもらっているというのも、それは優秀な人材ならどれだけでもありがたいと思いますけれども、やはり地元地域で採用したい、地元の方に教えていただきたいという気持ちもありますし、充実した先生たちの中で子供たちを習わせたい、習いたいという保護者と子供の状況もあると思いますけれども、それがいまいち、まだできていないと思われま。そういう空気も流れております。

実際、広川町の教育委員会としては、どのような状況でどのような先生方を職務につかせたいのか、どういう方たちに頑張ってもらいたいのか。先ほどの梅本議員のときも熱い言葉で言っていた中に、ああ、やはり熱い時代に職員をされた方だなども感じるころですけれども、実際、自分たちも何時間労働と、働き方がどうのこうのとか、時間でどうのこうの言われても、それは本当にいい形なんですかということも実際あります。

逆に自営として常に仕事を持っている身としては、十何時間働いて、それで1日満足して、ゆっくり1日を終わりたいと、そういう気持ちのほうが多くありますけれども、広川町が考える教職員の姿というのを改めて実際の現場と照らし合わせた上でどうお考えなのか。

○議長（野村泰也）

教育長。

○教育長（吉住政子）

採用と教職員のサービスは、ちょっと混乱しているようですが、全て県なんです。広川町単独で採用するとか、来ていただかないということはありません。全部県が採用して、各市町村に配分いたします。

そういうことで、もともと根本は、本年度の新採も小学校は1.3倍なんです。受ければほとんど通る状況です。それだけ受験者が少ないということは、教職に魅力はあるだろうけれども、なかなか受けていただけないということですね。それがございます。

そういうことで、もともと教職は魅力がある仕事だと思うんですよね。だけど、さまざまな置かれる状況がよくないので、なかなか受けていただけないということで、やはり教職員を目指す方が受けられるような状況をつくらなければいけないんじゃないかと、国がですね——と思っています。

それと、もう十数年ですけれども、定数欠講師が当たり前になっています。正規教職員が足りないから、講師で充てると。講師しかやれませんかとはっきり事務局が言うんです。私たちは抵抗して大分言うんですけれども、おられません。

ひどいときは、定数欠講師もおられませんからやられませんよと言われるから、私は腹かいてけんかをしたんですけどね、1年間、定数欠講師が入らない市町村もあるんです。広川町は何とか定数欠講師で補っていただいて、教諭と定数欠講師で回しておりますので、子供たちに迷惑はかけていないと思います。

ただ、定数欠講師が常態化することはおかしいんですよね。だから、もっとたくさん採用してくださいということを行っているんですが、国の方針は、それこそ十数年前から子供たちの自然減ということで、子供たちが自然に減るから教師が余るはずであると、だから採用しないということで、加配教員も中止になりましたし、教員採用もぐっと減らしたわけですよね。その辺に根本的な原因があると思っています。だから、広川町だけがどうのこうのではなくて、県全体、国全体に課題があると考えております。

私も、際限なく超過勤務をして達成感があっても、病気になっていただくことは決してよくないことだと思っていますので、ほどよい緊張感と疲労感と達成感で仕事をしていただきたいと思っています。そういうことで、今、次長が申し上げましたように、さまざまな町でできる施策はとらせていただいております。

ただ、やはり根本的な県の配置が変わらない以上は、なかなか根本的な解決は難しいなと思っていますので、機会を捉えて、教育委員会としても、教育長としても、県や国のほうにとにかく教職員をきちんと採用してください、定数をふやしていただきたいということをお願いしているところでございます。

以上でございます。

○議長（野村泰也）

5番池尻浩一君。

○5番（池尻浩一）

本当にありがとうございます。まさにそのとおりかと思えます。

やはり国、県の考え方の見通しとか、ちょっと甘い考えがあつての現状だと思います。町のほうでも、そういう状況というのをきちんと伝えていただきたいと思えます。

以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（野村泰也）

次に、12番江藤龍彦君の登壇を求めます。

○12番（江藤龍彦）

12番江藤です。2項目通告しておりますので、順番に質問してまいります。

まず、1番目の町有地の現況とその活用についてであります。

広川町全体を見ますと、その面積が37.94平方キロメートルとなっておりますのでございます。

その土地ですけれども、個人所有地はもちろんあります。それから、町有地、国有地、県有地、また、法人が所有する土地などもあると思えます。

町の決算資料によりますと、いわゆる町有地の面積が出ておりますが、年度年度で増減があるようです。取得したところ、あるいは逆に売却するような土地もあるようです。その町有地の増減なんですけれども、近年の状況でどのように推移しているか、伺いたいと思えます。

また、町有地の中には十分に活用されておらず、放置されたままになっているような土地もあると思えます。そのような土地の状況はどうでしょうか。また、そのような土地を有効に活用する、あるいは売却するなどの方向は出ているのかどうか、伺いたいと思えます。

次に、2番目の質問で、非常勤職員等の待遇改善についてであります。

教職員については、池尻議員や梅本議員からも出されております。また聞くかと言われる

かもしれませんが、答弁をお願いいたします。

働き方改革が叫ばれておるわけですが、自営業の職種の人たちは別といたしまして、会社などに雇用されて働く人たちの働き方の改革についてが問題になっておるんですが、特にその労働時間について考えますと、やはり8時間労働というのが基本だと思います。

近年では、あるいは8時間以下という勤務時間も考えられると思います。8時間働けば普通に暮らしができるというような状況が望ましいわけですが、なかなか現実はそうはなっていないと思います。

1人の人間の生活時間を考えた場合、働く時間、それから、個人としての自由な時間、それから、休息時間を合計して24時間になるというのが当たり前の人間の生活だと私は考えます。

日本では明治時代以降、過酷な労働が強いられてきたわけですが、今でも、ヨーロッパなどの諸外国と比べても長時間労働であると言われております。過労死という日本語が外国でそのまま通じるという現状を見ても、日本人の労働条件がいかに過酷なものかを物語っていると思います。

質問は、公務員の勤務条件についてでありますけれども、雇用されて働く人の中でも、公務員の仕事というのは、その性質から見て、一般の会社員などとは明らかに違うと思います。憲法第15条では、公務員は全体の奉仕者であると規定しています。公務員はそれだけ国民にとって重要な仕事をしているわけです。

多様な公務員の仕事の中で一つ例を挙げれば、個人情報管理しているし、また、生まれる前から人生の最後までにかかわる仕事をしています。だからこそ、公務員には優秀な能力を持った人材が必要であるし、その待遇もそれなりに保障されなければならないと思うわけです。

役場の公務員の中でも、非常勤職員の雇用の形態、あるいは勤務条件、労働条件などの待遇を考えたいわけですが、どのような雇用の状況になっているか、伺いたいと思います。

非常勤の職員の待遇を引き上げること、あるいは正規職員の人数をふやすことこそ必要ではないかと考えます。ほかにも臨時的な職員の採用もあるわけですが、これは年間を通じて、ある時期に瞬間的に仕事がふえて、一般職員では対応し切れないようなことがふえた場合、採用と考えられます。例えば、ことしのように選挙が多いわけですが、そのような選挙事務がふえるときに当然臨時職を雇用するというのは理解できます。

そのような臨時的な採用の職員と非常勤職員の採用について、役場にとってどのような位置づけなのか、どのような目的で雇用しているのか、伺いたいと思います。

また、教職員の勤務条件ですが、これも改善を進めるような方策についてどのように進んでいるか、3人目の質問でありますけれども、重ねて伺いたいと思います。

○議長（野村泰也）

町長。

○町長（渡邊元喜）

江藤議員の質問の中の町有地の現況と活用についてでございます。

御質問の町有地の現況と活用についての御説明をいたします。

まず、面積等の現状についてですが、普通財産は9万9,270平方メートルございまして、

そのうち、八女木材共販所用地を差し引いた3万3,182平方メートルを町内に所有しております。

次に、活用状況についてですが、地元行政区や企業などへの貸し付けを行っている分が約1万8,600平方メートルございまして、全体の半分以上を占めております。

なお、貸し付けを行っていない分の約半分に当たります北池田の7,300平方メートルにつきましては、平時においては道路愛護等で出ました伐採木や雑草を一時仮置きするために利用しており、また、災害時には災害ごみの集積場として利用しております。そのほかの土地も公共事業の代替地や貸付用地として管理しております。

今後は、現在、活用ができていない町有地につきましても有効活用ができるように、町有地ごとに用途を整理していきたいと考えております。

次に、非常勤職員等の待遇改善についてでございますけれども、本町の一般職の非常勤職員については、臨時職員と一般職、非常勤職員を任用しております。

労働条件の現状ですが、臨時職員については、勤務時間はフルタイム勤務が可能で任用期間を6カ月とし、最長で1年間まで更新することができます。また、賃金については日額及び時間単位での支給となっており、有給休暇については6カ月を超えて雇用する場合に年10日以上付与されます。

一般職非常勤職員については、勤務時間は1週間当たり31時間までの範囲とし、業務内容に応じて1日の勤務時間を決めております。任用期間については1年を超えない範囲とし、最大5年間まで更新できます。休暇の種類については、年次有給休暇、病気休暇及び特別休暇があります。

非常勤職員の労働条件を改善するための改正については、地方公務員法の改正に伴い、平成32年度より会計年度任用職員への移行が義務づけられており、その制度構築を行っているところであります。改正点といたしましては、月額報酬に加え、期末手当を支給することができることとございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（野村泰也）

教育長。

○教育長（吉住政子）

江藤議員御質問のうち、教職員の労働時間の改善方策についてお答えいたします。

先ほどからのお二人の議員への回答と重なりますが、本年度は全校に校務支援システムや教師用パソコンを入れかえたことにより、日常的な事務処理の時間を短縮し、業務改善につなげております。

現在、町内小学校では全て35人学級、上広川小学校においては30人学級を実施しており、加えて、さらに少人数による指導を行うための常勤講師や非常勤講師を配置し、教職員の負担軽減並びにきめ細やかな教育の実現を図っております。

また、小学校の体育支援サポーター事業や外国語指導助手派遣事業、小学校外国語授業の指導主事、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、全てこれは町費でございます。町費で配置しまして、教職員の指導を専門的な立場から支援しております。

さらに、教職員メンタルヘルス不調の未然防止のためのストレスチェック事業を平成28年度より実施しております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（野村泰也）

12番江藤龍彦君。

○12番（江藤龍彦）

教育長のほうから先に伺いますが、本当何遍も申しわけないですけども、教職員の時間なんです、自分も中広の体育館を夜借りて、運動とかすることもあったんですが、帰るのが夜の10時ですよ、体育館を閉めるのが。それでもまだ職員室に電気がついていることもあったし、何でこんな遅くまで仕事があるんやろうかというふうに思います。

また、中学校のほうでも、朝の6時前から体育館とか職員室に電気がついていることもありますね。やはり相当時間的に長い仕事をされているというふうに思います。

学校でできない分は持ち帰ってでもされると思うんですが、今は問題がありますから、パソコンデータとかを持って帰るというのはできるんですか。

○議長（野村泰也）

教育次長。

○教育委員会事務局教育次長（坂本幸枝）

個人情報等もありますし、学力の成績等もありますので、持ち帰ることはないですね。

あと、持ち帰るとすれば、例えば、PTAの関係であったりとか、そういうものはもしかしたらあるかもしれませんが、原則持ち帰らないようにということで指導はしているところです。

以上です。

○議長（野村泰也）

12番江藤龍彦君。

○12番（江藤龍彦）

市町村によっては、データなどの持ち帰りは厳しく禁止というふうに行っているところもあるようですので、その辺の慎重な対応をお願いしたいと思います。

それから、教科の体育の何ですか、サポート的な人材とかも町で雇ってあるということですけども、小学校の場合、例えば、音楽とか体育とかの専科教員といえますか、そういうのは小学校3校の中で行われているんですか。

○議長（野村泰也）

教育長。

○教育長（吉住政子）

小学校におきましては専科が必要だと考えておりますので、幾つかの教科の専科は配置しております。

ただし、やはり全ての専科はできませんので、そのあたりも県のほうにお願いしているところがございます。

それから、体育支援サポーター事業につきましては、小学校3校に配分しまして、特に危険な種目、跳び箱とかマットとか、けがの予想される種目等を中心に、体育の専門的な指導者が一緒についていただくという形で教職員の負担を軽減しております。

以上でございます。

○議長（野村泰也）

12番江藤龍彦君。

○12番（江藤龍彦）

教育長の答弁のように、採用が県なり国の方針で大きく変わってきますので、やはり現場からの声を県に上げる、また国に上げるというふうに強力に進めていってほしいと思います。私どももその点では協力をしていきたいと考えております。

それから、町長のほうに戻りますが、町有地の件で先ほど北池田という言葉が最初出なかったのちょっと戸惑ったんですが、町有地を管理している担当課は総務課でいいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）その北池田の土地の取得年度とか、取得の経過とかいうのはきちんとつかんでありますか。

○議長（野村泰也）

総務課長。

○総務課長（丸山英明）

取得の経過年度につきましては、今現在、ここでは詳細は持っておりませんが、台帳のほうを確認すれば、取得年度等ははっきりしてまいります。

以上です。

○議長（野村泰也）

12番江藤龍彦君。

○12番（江藤龍彦）

相当な面積ですけれども、現在は仮置き場とかに使用するというふうな答弁でございましたが、やはり町有地というのは住民全体の財産ですから、もっともっと有効な活用ができるのではないかとこのように思います。

一般会計の中ではいろいろ基金も持っておりますけれども、基金の場合については、最も有利な方法、確実な方法で保管しなければならないというふうに定めております。

同じように、土地も有利といいますか、有効な活用をしなければならないというふうに考えますが、今後の方向性として、北池田の七千何百平方メートルある土地ですので、今後の有効活用としては何か考えてありますか。

○議長（野村泰也）

町長。

○町長（渡邊元喜）

この土地は、インター南の土地の開発等に絡んでこういう結果になっています。このインター南の土地を、唐尾線をインターのところまで延長していただきたいという要望をずっとやっておりますが、これは公安委員会のほうからなかなか許可が出ないという結果に至っております。

そういう場合、あるいはインター南を開発して、工業団地、流通団地等を開発しようというときにいろんな地権者からの要望が出てまいります。その一つが、代替地をお願いしたいということが多くあります。

ですから、そういうことに利用しようということで、1回目のインター南の開発を計画したとき、あるいは道路を計画したときということで、この土地をずっと所有してきたというのが今までの経過です。

ですから、やっぱり有効に使うということでございますならば、早くその計画を進めて、

ぜひともそういう地権者の方々に用地買収がスムーズに進みますように、この土地を有効に利用したいなというふうに考えております。

○議長（野村泰也）

12番江藤龍彦君。

○12番（江藤龍彦）

この土地の評価額といいますか、幾らぐらいになるものかですね。3号線からの出入りになるので、あそこが何か出入りがしにくい土地なんだと思いますけれども、大体幾らぐらいの評価でしょうか。

○議長（野村泰也）

総務課長。

○総務課長（丸山英明）

評価額ということでございますけれども、町が所有しているところには税金はかかりませんので、近隣の土地の固定資産税の評価のほうと比準をさせてみましたところ、単価で8,397円程度、総額で61,000千円程度の評価となる見込みでございます。

○議長（野村泰也）

12番江藤龍彦君。

○12番（江藤龍彦）

それだけの金額が基金としてなら相当な金額になっておるということで、インター南の開発に絡んだ代替地というふうに今のところは考えてあるということですが、ほかに有効な活用方法がないかどうか、しっかりと考えていってほしいと思います。

それから、そのほかの土地で行政区や、あるいは企業に貸し付けている土地もあるということなんですけれども、これは全て貸付料として入ってくるわけですか。

○議長（野村泰也）

総務課長。

○総務課長（丸山英明）

企業等へ貸し付けている分は、貸付料が収入としてございます。行政区に貸し付けている部分については、公共的な行政区の利用ということで、その貸付料は免除しております。

○議長（野村泰也）

12番江藤龍彦君。

○12番（江藤龍彦）

わかりました。

今後も、町有地は立派な住民の財産でありますので、管理についてしっかりと考えていってほしいと思います。

それから、2番目であります。32年度、再来年度から新しい任用の形態が始まるということですが、ことし3月現在、あるいは新年度4月1日現在で役場職員の正規職員、それから、非常勤職員の人数というのはどのように変わっていきますか。

○議長（野村泰也）

政策調整課長。

○政策調整課長（丸山信夫）

役場の職員の人数ですけれども、正規職員が30年度は121人、31年度は120人の予定でござ

います。

それと、再任用職員が30年度は3人、31年度は4人の予定でございます。

一般職非常勤が30年度は51人、それと31年度は53人の予定でございます。

それと、臨時職員につきましては、延べ人数なんですけれども、30年度が70人、31年度が76人の予定でございます。

以上でございます。

○議長（野村泰也）

12番江藤龍彦君。

○12番（江藤龍彦）

勤務時間についても先ほど答弁がありましたけれども、これは厳格に守られているというふうに確信を持って言えますか。

○議長（野村泰也）

政策調整課長。

○政策調整課長（丸山信夫）

先ほど町長の答弁の中で、一般職非常勤の勤務時間については1週間当たり31時間ということで答弁がありましたけれども、それについては31時間以内としております。

以上です。

○議長（野村泰也）

12番江藤龍彦君。

○12番（江藤龍彦）

それから、休暇について、これは答弁がありましたですね。それから、社会保険関係ではどのようになっていますか。

○議長（野村泰也）

政策調整課長。

○政策調整課長（丸山信夫）

社会保険の関係ですけれども、雇用保険と社会保険、それと労災関係につきましては、町会会の非常勤職員公務災害保険に加入しております。

以上でございます。

○議長（野村泰也）

12番江藤龍彦君。

○12番（江藤龍彦）

それから、一般職非常勤の賃金の決め方ですけれども、これは単純に町の裁量と考えていいですか。

○議長（野村泰也）

政策調整課長。

○政策調整課長（丸山信夫）

町のほうで決定します。しかしながら、やはりこの地域の一般職非常勤の状況を見まして、ある程度、近隣の状況に合わせたところで決定をしております。

以上でございます。

○議長（野村泰也）

12番江藤龍彦君。

○12番（江藤龍彦）

近隣といたしますと、八女市とか筑後市、久留米市とかになりますか。久留米はちょっと人口が多いから別かもしれませんが、近隣に調整をしているということでございました。

正規職員の場合は期末手当とか、あるいは退職時には退職金も出るわけですがけれども、再来年度からは期末手当も出せるようになるということですがけれども、正規職員の場合はきちんと条例で給料も定めてあるわけですが、非常勤職員の場合は、例えば、1年目の職員も5年間勤めて経験を持った方でも昇給とかいうのがないわけでしょう。その辺はどう考えたらいいですか。

○議長（野村泰也）

政策調整課長。

○政策調整課長（丸山信夫）

一般職非常勤につきましては年度雇用でございますので、昇給は今のところございません。

○議長（野村泰也）

12番江藤龍彦君。

○12番（江藤龍彦）

これは町の裁量で決まるということですから、その辺は考慮されないわけですか。

○議長（野村泰也）

政策調整課長。

○政策調整課長（丸山信夫）

32年度の会計年度任用職員制度に移行する場合、今後、条例等を制定します。その中で昇給すべきものとか、そういうものを検討していきますけれども、今後、考え方としましては、昇給もあり得るという考えも制度上はあります。

○議長（野村泰也）

12番江藤龍彦君。

○12番（江藤龍彦）

それから、先ほど聞きました人数ですけど、30年度、それから来年、31年度の数ですが、正規職員が減る一方で非常勤職員がふえるということなんですが、広川町の場合もどんどん減らしてきていますが、先ほどの最初の質問でも言いましたけれども、役場にとってどういう位置づけで採用、雇用してあるわけですか。

○議長（野村泰也）

政策調整課長。

○政策調整課長（丸山信夫）

一般職非常勤につきましては、これは全国的に言えることなんですけれども、今の住民自治とか権限移譲によって行政事務が多岐多様化しております。そういうことで、正規職員だけでは今後の運営が難しくなっている状況があります。そういうことで、非常勤職員を任用している状況があります。

広川町の場合は、一般職非常勤の任用につきましては、一般事務につきましては事務補助、それと福祉分野等の専門的な相談業務等につきましては、専門的な資格を持った職員を一般職非常勤で雇うという形をとっております。

以上です。

○議長（野村泰也）

12番江藤龍彦君。

○12番（江藤龍彦）

これは先日、委員会が開かれた折に担当の方から聞いたんですが、非常勤職員に募集をかけますよね。広報なりなんなりで募集をかけて、いついつ採用試験を行いますとかいう募集があるわけですが、なかなかその応募がないという話なんですよ。

必要だからこそ募集しているのに応募がないと。これはどうしてかといったら、正規職員と比較して働く条件がやはり悪いと、そういうことなんじゃないかというふうな話でありました。採用年数の制限とかですね。

ですから、役場の仕事を回していくためには、私は正規の職員をどんどん減らすんじゃなくて、逆にふやしていくことこそ必要なんじゃないかと考えますけれども、基本的な方針はどうなんでしょうか。

○議長（野村泰也）

副町長。

○副町長（飯田潤一郎）

役場職員の正規職員の定数につきましては、定員適正化計画というものに基づいて決定しておりますけれども、広川町役場の正規職員が減った一番の要因というのは、下広川保育園、それから学校給食、学校校員、そういった民間委託を推進してきたがために、庁舎内だけの職員数で見ますと、決して減ってはおりません。逆に増加した部分もあるということです。

結果的には減っていますが、それは民間委託によって総数が減っただけで、庁舎内の事務に従事する職員の数は逆に微増になっているんじゃないだろうかというふうに理解しております。

それから、先週日曜日、一般職非常勤の面接をしましたが、8時半から3時半までかかったほどたくさんの方に申し込みをしていただきまして、それは職種ごとに若干違います。ある職種なんかは、1名に対して7人の申し込みがあったりしておりますので、一概に労働条件の云々で広川町は申し込みが少ないということは、一般論としては言えないんじゃないだろうかというふうに思っております。

○議長（野村泰也）

12番江藤龍彦君。

○12番（江藤龍彦）

一般事務と、特に福祉課関係の専門的な仕事ですね、そういうところはどうか、応募については。

○議長（野村泰也）

副町長。

○副町長（飯田潤一郎）

私が担当しましたのが、看護師、栄養士、そういった福祉ないしは住民課の健康係に必要とする職員でしたけれども、それがさっき言ったように大変申し込みが多くて、長時間の面接をせざるを得なかったという実態がございますので、その年度年度、あるいは職種によっ

て若干のばらつきがあるんじゃないかなというふうに判断しています。

○議長（野村泰也）

12番江藤龍彦君。

○12番（江藤龍彦）

ちょっと細かい話になりますが、面接された方というのは、大体町内の方が多いいですか、それとも町外。

○議長（野村泰也）

副町長。

○副町長（飯田潤一郎）

私が担当しました専門職につきましては、町外のほうが多く申し込まれております。

○議長（野村泰也）

12番江藤龍彦君。

○12番（江藤龍彦）

じゃ、質問も最後のほうになりますが、やはり広川町ぐらいの小さな町でありますと、役場というのは本当に多数の雇用者を生む職場の一つなんですよ。ですから、若者の地元離れを防ぐ上でも、そうした正規職員の採用の拡大というのが私は必要というふうに考えます。

以上、意見になりますが、質問は終わります。

○議長（野村泰也）

暫時休憩いたします。

午後2時8分 休憩

午後2時16分 再開

○議長（野村泰也）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番原野利男君の登壇を求めます。

○6番（原野利男）

6番原野利男です。通告に従って一般質問を行います。

まず初めに、社会福祉についてお尋ねします。

生活困窮者自立支援法が平成25年に成立し、平成27年度から生活困窮者の支援制度が始まりました。

生活困窮者の生活全般にわたる困り事の相談窓口が全国に設置されているようですが、広川町においては生活困窮者の現状の把握はできているのか、お尋ねします。

次に、地域福祉活動におけるサロン事業についてお尋ねします。

広川町社会福祉協議会では、平成20年度より高齢者の生きがい、健康づくり、介護、認知症、閉じこもり予防に効果的な地域住民が主体となっていく地域福祉活動として、地域の公民館等を活動拠点とした寄り合い活動、サロン活動の推進、支援に取り組まれております。

本町におきましても、サロン活動の住民の通いの場のさらなる充実と町内における全域での展開が期待されております。今後のサロン活動の充実と担い手の養成、参加者の拡充についてお尋ねします。

次に、庁舎建設に伴う財政状況についてお尋ねします。

広川町新庁舎の建設は、建設から経過年数、耐震性、国からの財政支援、防災機能、住民

サービス等を総合的に考えてみると、最も適切な時期での建設だと私は思います。

ただし、調査設計費を含めた総事業は約28億円に上り、起債は約1,860,000千円程度になると聞いています。起債の元利償還に対して役場機能緊急保全事業等の活用によって、いわゆる交付税措置があるものの、今回の起債により、以降長期にわたり毎年度の公債費が大幅に伸びることが予想されます。

しかも、下広川小学校校舎、そして屋内運動場が整備中のため、それらの傾向が顕著にあられるものと考えますが、今後の財政運営や各種事業計画についてお尋ねします。

あとは質問席で行いますので、よろしくお願いします。

○議長（野村泰也）

町長。

○町長（渡邊元喜）

原野議員の質問の中の社会福祉についてでございます。

生活困窮者とは、生活困窮者自立支援法では、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれがある者となっていますが、ここでは生活保護の受給者と定義し、回答申し上げます。

町での生活困窮者等の生活支援につきましては、福祉課窓口におきまして、さまざまな相談対応を行っています。相談内容によっては、生活保護の申請や社会福祉協議会が行っています生活福祉資金の貸し付け、食料支援などの相談につないでいるところです。

平成29年度の生活保護申請の相談対応件数は34件となっています。また、生活困窮者自立支援制度の施行に伴い、福岡県の委託事業として、平成27年度より困りごと相談室を広川町保健福祉センターにおいて開催し、家計、就労、生活全般に係る相談に対応しているところです。

次に、地域福祉活動におけるサロン事業についてのお答えでございます。

地域のサロン活動につきましては、その運営支援を社会福祉協議会へ委託し、サロンの運営及び立ち上げ、相談支援に取り組んでいます。

サロンのさらなる充実と介護予防の取り組み拡大として、平成29年度より町内介護事業所等の健康運動指導士や作業療法士など専門職を登録し、講師として地域のサロンに派遣しています。

また、担い手不足への対策として介護予防サポーターを養成しており、サポーターの地域活動により、サロン活動も含めた住民主体の通いの場の運営支援を行っています。

次に、庁舎建設に伴う財政状況についてでございますが、御質問の庁舎建設に伴う財政状況について御説明いたします。

庁舎建設のための起債につきましては、広川町新庁舎建設基本計画における概算事業費の数値をもとに推計を行いますと、年間最大で77,000千円程度の元利償還金が発生することが見込まれております。

また、財政指標につきましては、最新の計算式に当てはめて計算してみると、実質公債費比率では1.1ポイント数値が上昇するなど、少なからず各財政指標に影響を与えることとなりますが、公債費の上昇による各種事業計画の推進へ影響がないように、その他、普通建設事業における起債額抑制などの対策をとりながら適切な財政運営に努めてまいります。

なお、庁舎建設に係る財政軽減のため、実質的な補助金等がないか、引き続き調査研究を
してまいります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（野村泰也）

6番原野利男君。

○6番（原野利男）

まず最初に、社会福祉についてお尋ねします。

広川町においては、生活困窮者はどのくらいの人がいるのか、また、どのような課題があるのか、わかればお尋ねします。

○議長（野村泰也）

福祉課長。

○福祉課長（郷田貴啓）

生活困窮者の把握はできていませんので、生活保護受給者を対象として回答いたします。

町内で生活保護を受給してある世帯は、今月1日現在で139世帯となっております。

また、課題としましては、平成29年度実績で申しますと、生活保護受給に至った18世帯のうち、主な理由としては健康に係ることが11世帯、また高齢に係ることとして5世帯、その他障害等の絡みで2世帯という形になっております。

以上です。

○議長（野村泰也）

6番原野利男君。

○6番（原野利男）

私の行政区でことし1月19日、これは土曜日ですけど、ひとり暮らしの方がお亡くなりになりました。身寄りがないということで、遺体の引き取り手がないという方でした。

それで大変だったんですけど、状況を話しますと、昨年12月21日、これは金曜日ですけど、金曜日に意識のないままの状態ですぐ救急車で搬送されました。ひとり暮らしで生活保護世帯でしたので、後が困ったわけですけど、意識のないままの入院ですので、病院のほうからまず最初に身寄りの方を探してくださいよという電話でした。

身寄りの方がなかなか、実際は身寄りはないんですけど、形式的にはあるわけですね。親戚の方ですね。その方を探したら、その方が私たちは関係ありませんよということでしたので、困ったわけですね。そうしているうちに半月ぐらいしてですけども、亡くなるちょっと前に病院のほうから医療費のほかに請求が来たわけです。7万幾らですね。だから、誰もいないものですから、その7万幾らを払うためにもう一回身寄りの方に相談に行って、ぜひ最後のみとりぐらいはしてくださいよと無理にお願いしました。

これは、最後のみとりがないと無縁仏になるそうです。だから、最終的には無理にお願いして、それなら、みとりだけはやりますよと。しかし、あとのお金が要ることは私たちは関係ありませんからということでしたので、亡くなられたのが金曜日の夕方でしたので、お金がないと霊柩車を出して病院から遺体を運んでこれませんので、県の方に尋ねましたところ、葬儀料として180千円出るということでした。身寄りの方ではなくても、180千円請求は葬儀をやっている方に支払いをしますからということでしたので、私と無理に相談した身寄りの方で久留米の病院に遺体を迎えに行って、広川の葬儀屋さんに2晩、ひとり寝かせました。

そして、2晩寝かせた次の早朝に私と身寄りの方で火葬して、最終的には鬼ノ淵の納骨堂に納めました。

こういうことだったんですけど、そういうふうな方が今後ふえていくだろうと思います。そういう高齢者のひとり世帯、生活保護者のひとり世帯、そういう方が広川町にはどのくらいいらっしゃるのか、お尋ねします。

○議長（野村泰也）

福祉課長。

○福祉課長（郷田貴啓）

現在、平成30年度では、町内の高齢者のひとり暮らしは1,030世帯になっております。

また、生活保護の受給世帯で現在単身世帯が109世帯ございますが、そのうちの65歳、高齢者ですね、その世帯が50世帯ということになっております。

以上です。

○議長（野村泰也）

6番原野利男君。

○6番（原野利男）

身寄りのない人が亡くなった場合、行政に頼るところが一番大きいと思います。

今回のように、正直言って、どこにどういうふうに頼っていいかわからないのが現状でした。たまたま金曜日だったせいもあります。だから、町に連絡しようとしても連絡がつかない、県に連絡しようとしてもつかない、そういう状況だったんですけど、今後、例えば、そういう人が亡くなったときに最後まで納骨できるような、本人の希望で鬼ノ淵に納骨してくださいということを民生委員さんに言っておったということでしたので、そういうことをやったんですけど、そういうことを今後どこまで行政ができるのか、誰がそういうことをやっていくのか、今後のことですね、そこら辺の考え方があるならお願いします。

○議長（野村泰也）

福祉課長。

○福祉課長（郷田貴啓）

今回のような生活保護受給世帯につきましては、県の保護課のほうにケースワーカーというのがございまして、自立の支援に向けた生活支援をしておりますので、こちらのほうが親類関係全て、ある程度把握しておりますので、こちらのほうに連絡して、その後の指導をしてもらうと。

今回はたまたま金曜日の夜ということで、官庁はお休みということで、緊急連絡先があるということは聞いておりますけど、なかなか連絡がつかなかったんだらうと思います。

今言ったように、そういう保護世帯につきましては、葬祭料とか、そういうものがございまして、それに基づいた手続を県のほうを通じてすべきだと思っています。

ただ、今言った町内の1,030世帯、ひとり暮らしという方がございます。こういう方につきましては、どうしても支援が要る分は、今、特に民生委員さん等にひとり暮らしの方はいろいろ動いてもらって、日ごろの状況を見てもらっていますので、そちらのほうと連携しながら進めていく必要があるんじゃないかと思っています。

以上です。

○議長（野村泰也）

6 番原野利男君。

○6番（原野利男）

生活困窮者に対してはいろいろな問題があると思います。制度や創設の趣旨を踏まえながら、真に必要とされるような支援、それをやっていく必要があるんじゃないかと思っています。

次に、地域福祉活動におけるサロン事業についてお尋ねします。

サロン事業については、地域高齢者等の生きがい、健康づくり、介護予防、閉じこもり予防などの地域福祉活動であるサロン活動の普及、推進について、実績、取り組みについてどういう状況なのか、まずお尋ねします。

○議長（野村泰也）

福祉課長。

○福祉課長（郷田貴啓）

地域サロンの活動普及につきましては、30年度に地域カフェ、また、福祉フォーラムを実施し、地域支え合いの住民啓発を行うとともに、介護予防サポーターによる介護予防体操を町内8カ所、延べ33回実施しております。

また、町内在住で介護事業所や医療機関などの勤務の専門職を講師としまして、これまで22名の方に登録をいただいて、地域サロンの講師として、平成29年度は8回、平成30年度はこれまで15回派遣させていただいております。

また、久留米リハビリテーション学院及び若久園との連携協定によりまして、体力測定や運動指導を行いまして、介護予防の充実と継続支援を図っているところです。

以上です。

○議長（野村泰也）

6 番原野利男君。

○6番（原野利男）

私の地区では、サロン活動の立ち上げに2年近くかかりました。民生委員さんが一生懸命になって、組織づくりとかいろんなことをやられたんですけど、やっと何となく定着——ほとんど社協の協力がありましたけど、定着するまでには至っておりませんが、まだまだ定着するには時間がかかると思います。

現在、社会福祉協議会では、21地区のサロン活動が実施されているということです。今後、サロン活動の充実、新たな立ち上げを促すためには、町としてさらなる支援策というか、そういうものがいいと思いますが、何か考えてあるのか、お尋ねします。

○議長（野村泰也）

福祉課長。

○福祉課長（郷田貴啓）

サロン活動の充実支援策としましては、今まで申し上げましたこれまでのサロンの運営、立ち上げ支援に加えまして、平成31年度ではサロンの運営及び新規立ち上げに対して一部助成を予算で計上して、さらなる充実支援を今年度は計画しております。

以上です。

○議長（野村泰也）

6 番原野利男君。

○6番（原野利男）

このサロン事業については、今おっしゃったように、さらに助成をするということですので、なるべくそれを周知するようにして、普及するようにお願いしたいと思います。

次に、庁舎建設に伴う財政状況についてお尋ねします。

庁舎建設のための起債が1,860,000千円、これは毎年度償還額が幾らなのか、これから竣工以降の公債費の見込みですね、そのうち交付税によって措置される償還額がどの程度なのか、まずはお尋ねします。

○議長（野村泰也）

総務課長。

○総務課長（丸山英明）

庁舎建設における起債の償還額でございますけれども、借り入れ時点の利率等がはっきりしませんとわからない状況ですが、現在、通常借りておりますのが1%未満でございますので、1%として見ましたところ、単年度の償還では初めが約14,000千円、先ほど町長答弁でもありましたけれども、元利一緒になってきたときの償還になりますと、約77,000千円が単年度での償還となってくる、最大ではそういう償還額になってくる模様でございます。

○議長（野村泰也）

6番原野利男君。

○6番（原野利男）

現在、広川町の財政は健全化の傾向にあると私は思っています。そういうふうな状況ですが、今後は実質公債費比率、公債費負担率、健全化判断比率などの財政支出はどのように変化するのか、お尋ねします。

○議長（野村泰也）

総務課長。

○総務課長（丸山英明）

起債を借り入れた後の公債費の関係ですけれども、実質、先ほど町長答弁でございましたが、パーセント的には借り入れによって1.1ポイントほどの上昇になるんじゃないかと今現在、計算では見ております。そのときの基準財政収入額のほうが、分母が大きくなればその分下がってくるかとは思っております。

それで、実際の実質公債費比率が上がることによって起債の借り入れ等に制限がある数字になるかということでございますけれども、現在、29年度決算におきまして、3年平均で6.7%の実質公債費比率でございまして、これが庁舎建設によって1.1ポイント、さらには先ほどありました下広川小学校の校舎並びに体育館のほうも整備を進めてまいります、その償還と合わせて2ポイントほどの上昇になるのではないかと見ております。

そうした場合、現在の6.7から2ポイントふえまして、10ポイントいくかいかないかというふうな状況であれば、起債の借り入れ等に制限を及ぼすというふうになるような数値までには至らないと考えております。

その他、町長答弁でもありましたように、そういう上昇を抑えていきながら、財政運営のほうをしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野村泰也）

6番原野利男君。

○6番（原野利男）

公債費の上昇によって財政運営とか各種事業計画にどのくらいの影響があるのか、お尋ねします。

○議長（野村泰也）

総務課長。

○総務課長（丸山英明）

公債費の上昇によっての影響度合いですけれども、実質予算編成の中で公債費の上昇は出てくると思います。

今後、そのほかの事業計画ですね、総合計画、毎年度の実施計画をしてきておりますけれども、それとあわせた今後の財政計画を見直すことによりまして、各年度の予算内での公債費の割合を保っていくような形で、明確に上がったことによってどれだけ普通建設事業費が下がるとかということがちょっと今の時点では言えませんが、そういうバランスをとりながら財政運営をしてまいりたいと考えております。

○議長（野村泰也）

6番原野利男君。

○6番（原野利男）

町にとっては財政が一番大切なものであります。今後も今まで同様、健全な財政運営でやっていただくようお願いいたします。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（野村泰也）

以上で一般質問を終わります。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次回は3月6日午前9時30分から開議いたします。

なお、あす3月5日は、午前9時30分より3階大会議室において全員協議会を開催します。よろしくようお願いいたします。どうもお疲れでございました。

午後2時39分 散会